

海外子会社の人権侵害に関する 親会社の義務及び責任

——イギリス法を中心に——

後藤 彰子

目次

- 第1章 はじめに
 - 第1節 研究の背景
 - 第2節 本稿の目的
- 第2章 海外子会社における人権侵害を予防するための方策—開示規制
 - 第1節 現代奴隷法による開示規制
 - 第1款 制定経緯
 - 第2款 規制内容
 - 第3款 開示の現状と対応策
 - 第4款 投資家の評価
 - 第2節 会社法上の開示規制
 - 第1款 戦略報告書
 - 第2款 開示における取締役の義務
- 第3章 海外子会社による人権侵害に関する親会社の民事責任
 - 第1節 法人格と有限責任
 - 第2節 不法行為責任
 - 第1款 親会社の注意義務を認定するための基準 (1) — Caparo 基準
 - 第2款 親会社の注意義務を認定するための基準 (2) — AAA 事件以降
 - 第3款 親会社の注意義務を認定するための基準 (3) 判例の到達点
 - 第3節 不法行為責任の問題—人権デュー・ディリジェンスの義務化へ
 - 第4節 株主利益最大化の原則と親会社取締役の責任
- 第4章 結びに代えて
 - 第1節 本稿での検討内容のまとめ
 - 第2節 親会社及び取締役の責任

第1章 はじめに

第1節 研究の背景

近時、グローバルなサプライチェーンにおける人権侵害が問題視され、関心が高まっている。現代のビジネスにおいてはサプライチェーンが多用される。その理由は、人件費を削減するために安価な労働力を求めること、高い社会的コストを回避するためにコストを外部化することであり、それにより利益を最大化することにある。その結果、生産国の人々の人権は侵害され、地域の環境が破壊される事態を招いている。このようなビジネスと人権の問題の中心には、多国籍企業が存在する。すなわち、多国籍企業は影響力を行使してネットワークを構築し、影響下にある子会社等に事業を行わせている。そのため、人権侵害の問題解決のため、多国籍企業に対して一定の義務及び責任を負わせるべきではないかという議論が世界的に行われている。

この問題に最初に警鐘を鳴らしたのは、2011年に採択された国連のビジネスと人権に関する指導原則（いわゆるラギー原則。以下、UNGP という）である¹⁾。この原則自体は企業に対して法的拘束力を有さないが、UNGP を契機として多くの国が企業に対して法律上の義務を課すようになった。例えば、2015年にイギリスで制定された「現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015)」、2017年にフランスで制定された「企業注意義務法 (LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre)」、2019年にオランダで制定された「児童労働注意義務法 (Wet van 24 oktober 2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter

1) Human Rights Council, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100165917.pdf> (なお、脚注における URL の最終アクセス確認日は全て2023年11月30日である)。仮訳として、外務省「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施 (仮訳)」参照 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf>)。

voorkoming van de levering van goederen en diensten die met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen)」、2021年にドイツで制定された「サプライチェーン注意義務法 (Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten zur Vermeidung von Menschenrechtsverletzungen in Lieferketten)」等が挙げられる。2022年にはEUにおいても指令案が採択されている²⁾。日本ではサプライチェーンに関する義務を課すような法律は制定されていないものの、サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインが策定され、注目を集めている³⁾。

これらの諸外国の動きは、対応の方法は様々であるものの、サプライチェーンにおける人権侵害について、多国籍企業はどこまで義務及び責任を負うのか、当該企業の取締役はどういった義務及び責任を負うのかが最大の関心事となっている。

第2節 本稿の目的

筆者は、上記の問題について、「サプライチェーン注意義務法」を中心にドイツ法の動向の検討を行った⁴⁾。本稿は、これに続き、サプライチェーンにおける人権侵害に関する企業の義務を先駆けて制定したイギリス法について検討する。イギリス法を研究する意義は次の2点にある。第一は、企業に対して現代奴隷についての開示義務を負わせている点である。日本では現代奴隷に対する規制は皆無のため、現代奴隷の問題にアプローチする方法の一つとして検討の価値がある。第二は、海外子会社の人権侵害に対するアプローチとして、親会社の責任が検討されている点である。日本では法人格の否

2) European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri = CELEX:52022PC0071](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52022PC0071).

3) ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月) (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryoku4.pdf)。

4) 後藤彰子「サプライチェーンにおける人権侵害についての企業の義務及び責任—ドイツ法を中心に—」同志社法学第74巻第5号(431号)(2022年)。

認以外に親会社の子会社の不法行為について責任を負う理論の検討が進んでいないことに加え、海外子会社の人権侵害について親会社の責任を検討するものは多くない。これらのことから、イギリスにおける動向を整理し、とりわけ海外子会社による人権侵害について、親会社が責任を負う範囲がどのように捉えられているかに焦点を当て、その根拠を分析することに意義がある。

本稿の検討順位は以下の通りである。まず、第2章において、人権侵害を予防するための方策として開示規制を取り上げる。その中でも、海外子会社における人権保護のための法制として注目された現代奴隷法及び会社法上の開示規制に焦点を当てる。現代奴隷法は、サプライチェーンにおける開示義務を規定したものである。本章では、同法の制定経緯、規制内容、本法の評価を明らかにする。また、会社法上の開示規制については、戦略報告書及び取締役の開示における義務を取り上げる。つづいて、第3章では、海外子会社の人権侵害について、親会社の責任を考察する。そこでは、親会社の民事責任について、主に会社法上の問題及び不法行為法上の問題を取り上げる。前者の会社法の問題については法人格や有限責任の問題を、後者の不法行為法の問題については判例の展開を精査することで、子会社の人権侵害について親会社に義務と責任を課すための理論的根拠を検討することにした。

第2章 海外子会社における人権侵害を 予防するための方策——開示規制

第1節 現代奴隷法による開示規制

第1款 制定経緯

イギリスは、200年以上前の1807年奴隷貿易法 (Slave Trade Act 1807) により奴隷貿易を廃止した。当時のイギリスは他国に先駆けて奴隷貿易を禁止した点で、この問題の世界的なパイオニアであった⁵⁾。それにもかかわらず、

5) Paul D. Cousins et al., *Shareholder Wealth Effects of Modern Slavery Regulation*, 1, 8 (2018).

2015年時点でも、依然として、奴隷制の潜在的な被害者が多数存在していると批判された⁶⁾。そのため、イギリス政府は、企業の事業やサプライチェーンにおける現代奴隷制を抑止することを意図して、2015年3月に現代奴隷法を制定した⁷⁾。同法は、同年7月に施行された。

第2款 規制内容

現代奴隷法は、犯罪行為として、「奴隷労働、隷属労働、強制労働／義務的な労働及び人身取引」を定めている（現代奴隷法1条、2条）。現代奴隷法に定める犯罪行為を行った場合には、刑事責任が問われることとなる。これは奴隷労働に対処する伝統的なアプローチである⁸⁾。

他方で、企業に対しては、上記のような人権に関する直接的な責任を負わず代わりに、企業が人権を尊重すべきであることを理解し、開示することを要求した点に特徴がある。このアプローチは、UNGP原則21に対応しており、アメリカ・カリフォルニア州のサプライチェーン透明化法で最初に採用された規制を基礎としている⁹⁾。

開示規制として、現代奴隷法は、サプライチェーンにおける透明性等を確保する規定を定めている（現代奴隷法6章）。とりわけ、「サプライチェーンの透明性等（Transparency in Supply Chains, etc.）」と題された規定（以下、TISC条項という）では、民間部門の企業に明確に特化した条項を定めている¹⁰⁾。すなわち、イギリスで事業活動（の一部）を行う、年間総売上高が3600万ポンド以上の法人やパートナーシップ企業に対して、サプライチャー

available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2995175> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2995175>.

6) National Crime Agency, National Referral Mechanism Statistics – End of Year Summary 2015, 3, Feb. 11, 2016, <https://www.antislaverycommissioner.co.uk/media/1132/2015-nrm-end-of-year-summary.pdf>.

7) Cousins et al., *supra* note 5, at 7.

8) Adaye Okoye, *Corporate enterprise principles and UK regulation of modern slavery in supply chains*, 28 (5) I.C.C.L.R., 196, 199 (2017).

9) *Ibid.*

10) Cousins et al., *supra* note 5, at 1, 8.

ンにおける奴隷制や人身取引を特定し根絶するために企業が講じた措置に関する声明（以下、TISC 声明という）を毎年公表することを義務付けている（現代奴隷法54条1項・2項、規則2条）¹¹⁾。これは、イギリスのいずれかの地域で事業又は事業の一部を営む法人やパートナーシップ企業が対象であるため（現代奴隷法54条12項）、イギリスで相当量の事業を行う、第三国で設立された企業にも適用される¹²⁾。

イギリスで事業（の一部）を行う親会社のサプライチェーン又は自社事業の一部に海外子会社が含まれている場合、現代奴隷を防止するために当該子会社に関連して取られたいずれの措置も、親会社の TISC 声明に含めることが要求されている¹³⁾。企業は、措置を講じていない場合であっても、その旨を TISC 声明で開示しなければならない（現代奴隷法54条4項）。

TISC 声明に含める具体的な内容については、「TISC 声明に含めることを推奨する6つの項目」が法定されている。6つの項目とは、①組織構造、事業及びサプライチェーン、②奴隷及び人身取引に関する方針、③自身の事業及びサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引に関するデュー・ディリジェンスのプロセス、④自身の事業及びサプライチェーンのうち奴隷及び人身取引が発生するリスクがある部分並びに当該リスクを評価・管理する手段、⑤適切だと考える評価指標に照らした、自身の事業又はサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引を確実に防ぐための措置の有効性、⑥従業員に対する奴隷及び人身取引に関する研修である¹⁴⁾。もっとも、「推奨する」との文言からも明らかなように、TISC 声明に含めるかどうかは企業の選択に委ね

11) Home Office, *Transparency in Supply Chains etc.: A Practical Guide*, 7, Oct. 29, 2015, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040283/Transparency_in_Supply_Chains_A_Practical_Guide_2017_final.pdf.

12) See Paul L. Davies, *Corporate Liability for Wrongdoing within (Foreign) Subsidiaries: Mechanisms from Corporate Law, Tort and Regulation*, NUS L. Working Paper 23/01, 23 (2023).

13) Home Office, *supra* note 11, at 8.

14) 邦訳は、鈴木絢子「責任あるサプライチェーンと人権デュー・ディリジェンス」レファレンス850号（2021年）132頁を参照。

られている（現代奴隷法54条5項）。

TISC 声明は、政府に提出する必要はなく、各社のウェブサイトで開示を行えば足りる（現代奴隷法54条7項）。また、現代奴隷法は、TISC 声明について、取締役会の承認と署名を義務付けている¹⁵⁾。これは、倫理的な行動を確保する上で、取締役会が果たす役割の重要性を認識しているためであると指摘されている¹⁶⁾。また、開示義務を怠った場合には、高等法院が強制執行命令を出すことができる（現代奴隷法54条11項）。

第3款 開示の現状と対応策

現代奴隷法に関する調査では、TISC 条項の遵守が義務付けられているイギリス企業の50%強が、2017年末の時点で少なくとも1回のTISC 声明を出しているという状況であった¹⁷⁾。2023年6月時点では、TISC 声明を公表する義務がある企業は21,096社であり、そのうち15,055社においてTISC 声明が公表されている一方、6,041社はTISC 声明を公表していない¹⁸⁾。

また、開示内容については、2018年時点では、FTSE100企業の大半が有意義な情報を欠いた漠然としたTISC 声明を開示しており、現代奴隷リスクの詳細な情報を提供している企業はわずか数社にすぎないとする報告書も公表されている¹⁹⁾。

15) David Nersessian & Dessimilava Pachamanova, *Human Trafficking in the Global Supply Chain: Using Machine Learning to Understand Corporate Disclosures under the UK Modern Slavery Act*, 35 HARV. HUM. RTS. J., 1, 18 (2022).

16) *Id.* at 18.

17) Cousins et al, *supra* note 5, at 29.

18) TISC Report Modern Slavery Act Compliance Tracker, <https://tiscreport.org/>.

19) Business & Human Rights Resource Centre (BHRRC), *First Year of FTSE 100 Reports under the UK Modern Slavery Act: Towards Elimination?*, 1, 23 (2018), https://media.business-humanrights.org/media/documents/files/FTSE_100_Report_FINAL_0021Dec2017.pdf. 同報告書では、具体的に開示が十分である企業と十分でない企業とが示されている。このうち、先進的な企業としては Marks & Spencer 社（以下、M&S 社という）がある。M&S 社の TISC 声明は、上述した6つの推奨される報告内容のそれぞれにおいて、強力なパフォーマンスを示している。例えば、M&S 社が作成したサプライチェーンマップには、サプライヤーの名前と住所が記載されており、同社の1次製造拠点の98%以上が記載されている。*Id.* at 8; Cousins et al, *supra*

2020年に公表されたイギリス内務省の発表によると、上述した6項目²⁰⁾全てを開示している企業は約50%であった²¹⁾。最も回答数が少なかったのは、⑤適切だと考える評価指標に照らした、自身の事業又はサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引を確実に防ぐための措置の有効性についての項目であった²²⁾。

このように、開示規制に対する企業による取り組みは積極的とは言い難い状況にある。そのため、2020年9月、イギリス政府は、①開示内容について規定する現代奴隷法54条5項の義務化、②政府が運営するレジストリへのTISC 声明登録の義務化、③開示期限の統一、④違反に対する制裁金 (fine) の導入、⑤取締役会等及び取締役等が承認の署名を行った日の日付の明記の義務化、⑥年間予算3600万ポンド以上の公的部門²³⁾ に対する TISC 声明開示の義務化の拡大の6つの項目について検討を行った²⁴⁾。ただし、④制裁金については、上限額を設定するか否か、組織の規模や売上高に応じて計算すべきか否か等に関して更なる検討が必要とされている²⁵⁾。そのため、まずは④制裁金以外の措置を導入するため、現代奴隷法の改正案の提出が予定されている²⁶⁾。2021年1月には、新疆ウイグル自治区の人権侵害をめぐって、現代奴隷法の年次声明の開示の法的義務を怠った場合に、④制裁金を含めた、一連の措置を実施することが発表されている²⁷⁾。もっとも、2023年9月時点で

note 5, at 30.

20) 42頁参照。

21) Home Office, Transparency in Supply Chains Consultation; Government Response, 31, Sep. 22, 2020, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/919937/Government_response_to_transparency_in_supply_chains_consultation_21_09_20.pdf.

22) *Ibid.*

23) 省庁や自治体を含むとされている。

24) Home Office, *supra* note 21, at 5-18. イギリス政府は、これらの内容について、企業やステークホルダーから概ね賛同が得られたことを発表している。

25) *Id.*, at 12-14.

26) 鈴木・前掲注14) 132頁。

27) Foreign, Commonwealth & Development Office et al., UK Government Announces Business Measures over Xinjiang Human Rights Abuses, Jan. 12, 2021, <https://www.gov.uk/government/>

は改正は実現していない。

2021年3月には、TISC 声明を登録する②政府レジストリ（現代奴隷声明レジストリ、modern slavery statement registry）が公開された²⁸⁾。公開されたレジストリへの TISC 声明の登録は現在のところ推奨にとどまっているが、将来的には法改正により義務づけられる予定である²⁹⁾。政府レジストリに登録させる目的は、全ての現代奴隷に関する TISC 声明を 1ヶ所に集めることで、TISC 条項の遵守を、政府だけでなく、投資家、消費者、NGO、市民社会等が監視し、各企業が取っている措置を精査できるようにすることで、透明性を高めることにある³⁰⁾。

さらに、新疆ウイグル自治区のサプライチェーンに関しては、特に厳格な規制が提案されていることが注目される。すなわち、重要かつ明確な証拠に基づく措置をとった企業のホワイトリスト又は新疆ウイグル自治区との関わりがないことを示す証拠を提出しなかった企業及び新疆ウイグル自治区との関わりに関する質問への回答を拒否した企業をブラックリストとして政府が公表するといった措置の導入を、イギリス議会下院のビジネス・エネルギー・産業戦略委員会が求めたのである³¹⁾。しかし、何万社もの企業の取組みを包括的に政府が検証することは不可能であること、政府レジストリを用いることができれば市民社会から企業に変化を促せること及び企業が十分な情報のもと自ら判断できるようなアプローチを取ることが重要であることといった理由から、ホワイトリスト又はブラックリストを導入することは難しいというのが政府の回答であった³²⁾。

news/uk-government-announces-business-measures-over-xinjiang-human-rights-abuses.

28) Home Office, Government Launches Modern Slavery Statement Registry, Mar. 11, 2021, <https://www.gov.uk/government/news/government-launches-modern-slavery-statement-registry>.

29) *Ibid*; House of Commons Business, Energy and Industrial Strategy Committee, Uyghur Forced Labour in Xinjiang and UK Value Chains: Government Response to the Committee's Fifth Report of Session 2019–21, HC241, 10, Jun. 10, 2021, available at <https://committees.parliament.uk/publications/6194/documents/68945/default/>.

30) House of Commons Business, *supra* note 29, at 7, 10.

31) *Id.* at 6.

32) 鈴木・前掲注14) 133頁。

イギリスでは、開示状況が不十分であることに加え、TISC 声明における「CSR ウォッシング」の危険性も指摘されている³³⁾。CSR ウォッシングとは、企業の競争力を高めるために、虚偽の CSR の主張を利用することであり、グリーンウォッシング³⁴⁾ やピンクウォッシング³⁵⁾、ブルーウォッシング³⁶⁾ といった幅広い文脈を包含している³⁷⁾。強制労働の文脈において、CSR ウォッシングとは、人身取引の是正に向けたコミットメントについて虚偽にあるいは過大に表示することである³⁸⁾。TISC 声明に記載された主張が CSR ウォッシングでないかどうかを監査又は検証することが、今後の難題であるとされている³⁹⁾。

33) Nersessian & Pachamanova, *supra* note 15, at 21.

34) 「グリーンウォッシング」とは、環境の持続可能性（企業の環境慣行や製品・サービスの環境面でのメリット等）について、企業が消費者にアピールするためにグリーンでエコフレンドリーなマーケティングを行うが、実際の企業慣行、製品、サービスは環境に有害であることをいう。See, e.g., Beatrice Parguel, Florence Benoit-Moreau & Fabrice Larceneux, *How Sustainability Ratings Might Deter "Greenwashing": A Closer Look at Ethical Corporate Communication*, 102 J. BUS. ETHICS 15, 15-16 (2011); Amy Lubirtow, *Pastel injustice: The corporate use of pinkwashing for profit*, 4 (2) ENVTL. JUST. 139, 139 (2011), available at <https://doi.org/10.1089/env.2010.0026>.

35) 「ピンクウォッシング」とは、乳がん撲滅運動を主導しながら、乳がんの罹患率上昇の一因となっている可能性のある行為を行っていることをいう。STACY MALKAN, *NOT JUST A PRETTY FACE: THE UGLY SIDE OF THE BEAUTY INDUSTRY* 75 (2007).

36) 「ブルーウォッシング」とは、グローバル・コンパクトのような国連のイニシアティブに関して、環境や人権のパフォーマンスについて、実質的でコストのかかる改革をするのではなく、低コストで、表面的かつビジネス戦略的な行動をとることをいう。Daniel Berliner & Aseem Prakash, *"Bluewashing" the Firm? Voluntary Regulations, Program Design, and Member Compliance with the United Nations Global Compact*, 43 POLY STUD. J. 115, 116 (2015)。強制労働に関しては、グローバル・コンパクトの原則 4 が問題となる。U.N. Global Compact, *The Ten Principles of the UN Global Compact, Principle Four: Labour*, <https://unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles/principle-4>.

37) Shawn Pope & Arild Wxraas, *CSR-Washing is Rare: A Conceptual Framework, Literature Review, and Critique*, 137 J. BUS. ETHICS 173, 175 (2016)。

38) Nersessian & Pachamanova, *supra* note 15, at 21.

39) *Ibid.*

第4款 投資家の評価

現代奴隷法に対する投資家の評価について、現代奴隷法の採用に関連する8つの基準日⁴⁰⁾と株価との関係を調査した研究結果を Cousins らが公表している⁴¹⁾。以下、この調査結果の内容を紹介することにしたい。

まず、上記の8つの基準日と株価との間には、全体的に有意な結果が検出されなかった。その一方で、奴隷制リスクの高い企業ほど株価の反応は有意でなく、社会的な事件が少なく、労働基準を保障するための方針を実施している企業ほど株価の反応がより有意になっている。現代奴隷法の制定以前から、投資家は奴隷制リスクの高い環境で事業を展開する企業の株価に奴隷制によるコストを含めていたと考えられており、現代奴隷法が制定されることで、こうした奴隷制コストが減少したとの認識のもと投資家が行動していることを示唆している。確かに、奴隷制リスクの高い環境下で事業を営みながらも、既に自社の事業やサプライチェーンにおいて奴隷制リスクへの対応に積極的であったという実績がある企業にとっては、サプライチェーンの調整コストはそこまで大きくない。そのため、そうした企業ほど株価がより有意に反応しており、現代奴隷法に関連した株価も最も有意な反応が示されていると考えられている。そして、このような分析結果は、優れた CSR パフォーマンスが企業に競争上の優位性をもたらすという学説とも整合的である⁴²⁾。また、現代奴隷法制定以降、投資家は、奴隷労働に関連するリスクを

40) 8つの基準日とは、①独立系シンクタンクの社会正義センター (CSJ) による詳細な提言の公表日 (この提言が、現代奴隷法とその TISC 条項のきっかけとなったとみなされている、Andrew Wallis, *The Modern Slavery Act – Be Thankful*, Aug. 6, 2015, https://www.huffingtonpost.co.uk/andrew-wallis/modern-slavery-act_b_7933044.html)、② Theresa May が現代奴隷法案の制定を発表した日、③ Theresa May が労働党の Frank Field に現代奴隷法案の導入に向けた証拠調査の議長を依頼した日、④現代奴隷法案の草案の公表日、⑤ TISC 条項の採用の可能性を低下させる立法前審査委員会の報告書公表日、⑥現代奴隷法案の議会提出日、⑦ TISC 条項が現代奴隷法案に正式に追加された日、⑧現代奴隷法が議会で国王の裁可を得た日である。

41) Cousins et al., *supra* note 5, at 28-30.

42) Stuart L. Hart, *A Natural Resource-Based View of the Firm*, 20 (4) *ACAD. of MGMT. J.*, 986-1014 (1995); Stuart L. Hart & Glen Dowell, *Invited Editorial: A Natural-Resource-Based View of the Firm: Fifteen Years After*, 37 (5) *J. of MGMT.*, 1464-1479 (2011).

より重視しているように思われるという点で、企業や法規制が環境問題に積極的に対処すればするほど投資家が環境リスクを重視するという観点を指摘する Flammer の見解とも整合的である⁴³⁾。結局のところ、同調査報告によれば、重要なことは、現代奴隷法の導入後、投資家が奴隷制リスクの指標を重視するようになっていることであり、奴隷制リスクへの対処において優れたパフォーマンスを示している企業ほど、より有意な反応が観察されていることであると結論づけられている。

第2節 会社法上の開示規制

第1款 戦略報告書

2006年会社法は、大会社に対して、戦略報告書 (strategic report)⁴⁴⁾ の提出を義務付けている (2006年会社法414A条-414D条)。親会社の場合、グループ戦略報告書の提出が義務付けられている (2006年会社法414A条3項)⁴⁵⁾。違反した場合、当該会社の取締役に対し、罰金が課せられる (2006年会社法414A条5項・6項、414D条2項・3項)。

戦略報告書は、事業が直面しうるリスクや不確実性を提示する非財務報告書である⁴⁶⁾。上場会社等の場合には、当該会社の展開や業績又は位置付けを理解するために必要な範囲内での環境問題及び社会問題について報告しなければならない (2006年会社法414C条7項)。そして、非財務情報には、(会社の活動により環境に与える影響を含めた) 環境問題、従業員、社会問題、人権の尊重、腐敗の防止及び贈収賄の問題等が含まれる。このように、本条項における列挙事項には、人権問題も含まれており、当該事項についての会

43) Caroline Flammer, *Corporate Social Responsibility and Shareholder Reaction: The Environmental Awareness of Investors*, 56 (3) *ACAD. OF MGMT. J.* 771 (2013).

44) イギリス会社法における戦略報告書については、宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所編『統合報告書による情報開示の新潮流』(同文館出版、2014年) 245頁以下 [川島いづみ]、イギリス会社法制研究会編『イギリス会社法一解説と条文一』(成文堂、2017年) 296頁以下 [川島いづみ] 参照。

45) Okoye, *supra* note 8, at 200.

46) *Ibid.*

社の方針又は注意義務の方針（特定の事項に関して方針がないのであればその理由）、その有効性に関する情報、かかる方針の結果、当該分野において会社が直面する悪影響を及ぼす可能性のあるリスク及びかかるリスクの管理方法についての説明を含めることが要求されている。このため、サプライチェーンにおける奴隷制の問題も、報告すべきリスクや不確実性として捉えられている⁴⁷⁾。

とりわけ、上述した TISC 条項の対象となる企業の閾値である3600万ポンドという数値については、2006年イギリス会社法上、大会社に相当する閾値である⁴⁸⁾。したがって、現代奴隷法に従って人権問題に関して前述の TISC 声明を出すことで、親会社は人権問題に関して適切に対処していることを証明しやすくなり、不利益を回避できるようになることが期待される⁴⁹⁾。例えば、TISC 声明に適切に記載することにより、法律やコーポレートガバナンス・コードを遵守していることを確実に証明できると考えられる⁵⁰⁾。

第2款 開示における取締役の義務

会社法において戦略報告書の導入が提案された際、事業の業績と見通しを評価する上で重要な事項について、自らの判断に基づいて自らが説明を行う責任を取締役に課すことが重要視された⁵¹⁾。これは、単なる定型文のみを開示することが、市場から相応の不信感をもって扱われることとなるように企図されたものである。年次計算書類に適用される規制は次のようになっている。第一に、戦略報告書は、その内容全てが監査の対象とはなるわけではなく、内容全てが監査の対象となる会社文書との整合性のみが会計監査役によって審査される（2006年会社法496条）。戦略報告書を全面的な監査の対象と

47) *Ibid.*

48) Home Office, Modern Slavery and Supply Chains, 15, Feb. 12, 2015, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/448201/2015-02-12_TISC_Consultation_FINAL.pdf.

49) Nersessian & Pachamano, *supra* note 15, at 19.

50) *Ibid.*

51) Davies, *supra* note 12, at 13-14.

してしまうと、取締役の監査ではなく、会計監査役の監査となってしまうことが理由である。第二に、取締役が戦略報告書に対して積極的に取り組むことを促すため、戦略報告書に含まれる記述は、その内容が悪意又は重大な過失による不実開示であった場合のみ、会社に対する取締役の責任を引き起こすとされている(2006年会社法493条)⁵²⁾。ここで要求される要件は、過失よりも責任の範囲を限定し、責任を軽減している点に留意が必要である⁵³⁾。

さらに、2006年会社法414A条から414D条の戦略報告書の提出義務付けの本来の目的は、取締役がどのような義務を果たしているかを同法172条に基づいて評価できるようにすることであるとされている⁵⁴⁾。172条は、株主利益最大化よりも広範な社会的・環境的考慮を含めるよう要求する、会社法上の取締役の信認義務⁵⁵⁾を規定している。本条は、株主利益最大化を維持しつつも、取締役に対して、非財務的、社会的及び環境的考慮を検討事項に含めることを要求する「啓蒙的株主価値(enlightened shareholder value)」アプローチを採用している(2006年会社法172条1項d)。取締役が172条に掲げられた非財務的な考慮を検討事項に含めているかは、非財務報告書を確認することによって可能である。その際、414A条から414D条により要求される、非財務報告書である戦略報告書を見ることにより、172条における非財務的な考慮を検討事項に含めたか否かを確認できるのである。しかし、イギリス会社法が求める戦略報告書規制を満たさなかった場合、そのことから直ちに取締役は義務違反として責任を問われうる。そして、上述したように、現代奴隷法が対象企業とした閾値と戦略報告書が求められる閾値は同様である。したがって、戦略報告書規制及びTISC条項を適切に遵守しなければ、取締役は責任を問われうるのである⁵⁶⁾。

52) 一方で、会社以外の者に対する取締役の責任は排除されている(2006年会社法493条3項)。

53) Davies, *supra* note 12, at 14.

54) Okoye, *supra* note 8, at 200.

55) 受託者の義務とも訳されている(中村信男・田中庸介「イギリス2006年会社法(2)」比較法学41巻3号(2008年)、小野里光広「イギリス会社法における取締役の受託者の義務(fiduciary duty)の総合的研究」総合研究所報第14号(2013年)参照)。

56) See Susy Bullock & Georgina Peters, *Directors' Duties in the Age of COVID-19: Where to*

上述の規制により、取締役は、法令や規制の要件を満たすために必要最低限の情報は明らかにするものの、より詳しい情報を記載することには慎重になっていると指摘される⁵⁷⁾。なぜなら、条文の立て付け上、詳しい情報を開示しすぎると、会社や取締役の責任リスクを増大させることになりかねないからである。実際、上場義務によって開示した文書が証拠として使用された事例もある⁵⁸⁾。このような証拠を利用した子会社の活動に関する親会社の不法行為法上の責任追及の理論の発展により⁵⁹⁾、会社の経営陣は、より開示に慎重になることが予想される。企業は、規制当局や投資家からの詳細な非財務情報の開示の圧力と詳細な開示による訴訟リスクのジレンマに陥っているのである⁶⁰⁾。

第2章第1節第2款で述べたように、現代奴隷法は、TISC 声明について、取締役会の承認と署名を義務付けることにより、プロセスに参加させている。このことが会社の取締役に現代奴隷や人身取引の防止に関心を向けさせ、取締役自身の人身取引防止への関与を高める可能性も指摘されている⁶¹⁾。実際に、ある小規模な調査ではあるが、現代奴隷法により CEO の関与が倍増したと示すものが存在している⁶²⁾。現代奴隷法が実質的に遵守を要求する義務の範囲は限定的である。それにもかかわらず、サプライチェーンにおける現代奴隷に対処するためには、会社のトップレベルにおける方針決定及び戦略的方向性が重要であると認識されており、CEO は、経営のトップとして、この点でのリーダーシップを発揮することが期待されている。さらに、人身取引のリスクへの対処は、主にレピュテーションリスクへの対処及び法令遵

from Here?, 7 JIBFL 445 (2020).

57) Davies, *supra* note 12, at 14.

58) Vedanta Resources plc v Lungowe [2019] UKSC 20; Okpabi v. Royal Dutch Shell plc [2021] UKSC 3, para. 111.

59) 不法行為法上の責任追及の理論については、本稿第3章第2節以下参照。

60) Davies, *supra* note 12, at 14. Davies は、前者が勝つと指摘している。

61) Nersessian & Pachamano, *supra* note 15, at 18.

62) Quintin Lake et al., *Corporate Leadership on Modern Slavery*, The Ethical Trading Initiative (ETI) & Hult International Business School, 9 (2016), https://www.ethicaltrade.org/sites/default/files/shared_resources/corporate_leadership_on_modern_slavery_full_report_2016.pdf.

守の問題として企業が捉えている傾向もある⁶³⁾。

第3章 海外子会社による人権侵害に関する親会社の民事責任

海外子会社の人権侵害があった場合、被害者は、人身被害、環境被害又は精神的苦痛に関する不法行為に基づき訴えを提起することが多い⁶⁴⁾。さらに、海外における「子会社」から被害を受けていることから、「親会社」にも責任を追及しようとする試みが行われてきた⁶⁵⁾。親会社にまで責任を及ぼそうとする理由としては、①人権侵害が行われた国において、実効的でない執行を含めて、十分な法的保護が欠如していること⁶⁶⁾、②判決で得た賠償責任を果たすために必要な資産を海外子会社が十分に有していないことが挙げられる⁶⁷⁾。とりわけ前者の場合に、親会社を本国の裁判所（イギリスの親会社については、イギリスの裁判所）で提訴することが、救済への有効な手段となる⁶⁸⁾。

ところで、親会社の不法行為を認めてしまうと、不法行為における過失責

63) Nersessian & Pachamano, *supra* note 15, at 19.

64) Anil Y. Vastardis & Rachel Chambers, *Overcoming the Corporate Veil Challenge: Could Investment Law Inspire the Proposed Business and Human Rights Treaty?*, 67 INT'L & COMP. L.Q. 389, 393 (2018).

65) *Ibid.*

66) Skinner は、「ハイリスクなホスト国 (high-risk host country)」と表現している。「ハイリスクなホスト国」とは、脆弱で、実効性がなく、かつ腐敗している司法制度を有する国をいう。Gwynne Skinner, *Parent Company Accountability: Ensuring Justice for Human Rights Violations*, ICAR 3 (2015), available at <https://static1.squarespace.com/static/583f3fca725e25fcd45aa446/t/591c8ebdbf629a23e7e35da0/%201495043779017/PCAP+Report+2015.pdf>. 例えば、現地の法律がこの種の責任追及の訴追を禁止している場合や、国の労災補償制度における補償に対する現地の法律による制限等が挙げられている。Vastardis & Chambers, *supra* note 64, at 393.

67) Vastardis & Chambers, *supra* note 64, at 393. 例えば、Lubbe v. Cape plc [2000] 1 Lloyd's Rep 139 (CA) 事件では、イギリス企業である Cape plc 社の南アフリカにおける子会社は、債務超過であった。そのため、同子会社が原因であるアスベスト被害者が同子会社に対して請求することはできなかった。

68) *Id.* at 393-394.

任 (negligence) の前提とされる注意義務の内容によっては、親会社の行動の自由を制限してしまう可能性がある⁶⁹⁾。一方で、親会社の不法行為責任を認めないとすると、親会社がハイリスクな環境に子会社を設立したという事実から経済的に大きな利益を得ている場合であっても、子会社から被害を受けた被害者は親会社から受けられる救済手段を持たないという状況に陥ってしまう⁷⁰⁾。したがって、子会社が人権侵害を引き起こした場合に、親会社がどの程度の責任を負うべきかという問題 (すなわち、責任の分配問題) は、親会社や子会社の経営にとっても、被害者の救済にとっても重要な課題である。

一般論として、人権侵害の被害者は、人権侵害を引き起こした海外子会社にしか責任追及できないのが原則である。もっとも、この場合でも、例外的に、親会社が責任を負うケースが存在する。そして近年、特にイギリスの裁判所では、多国籍企業に対する不法行為訴訟が着実に増加しており⁷¹⁾、親会社が責任を負うといったケースが裁判所で争われるようになってきている⁷²⁾。以下では、このような事情を背景に、イギリスにおける親会社の民事責任を取り上げることとする。

第1節 法人格と有限責任

イギリスでは、海外子会社が海外で人権侵害を惹起した場合、親会社は、それを直接に指示したような場合を除き、原則として責任を負わず、人権侵害を行った海外子会社にのみに責任が帰属すると解されている⁷³⁾。その理由

69) 古賀祐二郎「途上国での事業で生じた人権・環境問題に関する欧州親会社の民事責任」国際取引法学会第8号(2023年)336頁参照。

70) See Gwynne Skinner, *Rethinking Limited Liability of Parent Corporations for Foreign Subsidiaries' Violations of International Human Rights Law*, 72 WASH. & LEE L. REV. 1841 (2015).

71) Rachel Chambers, *Parent Company Direct Liability for Overseas Human Rights Violations: Lessons From The U.K. Supreme Court*, 42 (3) U. PA. J. INT'L L. 519, 556 (2021).

72) Davies, *supra* note 12, at 3.

73) Charlotte Villiers, *A Game of Cat and Mouse: Human Rights Protection and the Problem of Corporate Law and Power*, 36 (2) L.J.I.L. 415, 422 (2023).

は、①親会社と子会社は別個の独立した法人格を有しており、②親会社は有限責任しか負わないことに求められる⁷⁴⁾。そこで、まずは、これら2つの制度について、イギリスでの考え方を整理することにしたい。

株式会社が、株主とは独立した法人格を有しているという原則は、古くから判例で認められてきた⁷⁵⁾。独立した法人格は、会社に自律的な法的地位を与え、株主や経営者の資産とは別個に、会社が自らの名前で資産を所有することを可能とする⁷⁶⁾。また、独立した法人格は、株主の法的責任から会社を保護する盾ともなる⁷⁷⁾。この原則は、企業グループにも適用され、子会社の株主である親会社は、子会社の行為に関して代位責任を負わないとされている⁷⁸⁾。そのため、子会社に支払い能力がない場合であっても、支払い能力のある親会社が代わりに責任を問われることはない⁷⁹⁾。「支配企業概念 (controlling enterprise concept)」により、限定的な例外として企業グループとしての責任を認めている国もあるが、一般的に、企業グループ自体が一つの法人とみなされるわけではない⁸⁰⁾。

次に、会社所有者である株主は、原則として有限責任しか負わない⁸¹⁾。会社に株主と債権者が存在する状況で会社が債務超過に陥り、清算手続を行うといった場合、会社債権者は株主に優先して会社資産に対する請求権を有している⁸²⁾。有限責任とは、かかる状況において、会社債権者が株主の個人資

74) Chambers, *supra* note 71, at 529.

75) Salomon v. Salomon & Co. Ltd [1897] AC 22 (HL).

76) Henry Hansmann & Reinier Kraakman, *The Essential Role of Organizational Law*, 110 YALE L. J. 387, 393 (2000-2001).

77) Villiers, *supra* note 73, at 421.

78) Adeline Michoud, *Aiming for Corporate Accountability's Heart: A Discussion on the Relevance of Corporate Veil Piercing*, 2019 BLR 134, 136 (2019).

79) Villiers, *supra* note 73, at 421. 企業グループとしての責任を認めている国として、ドイツ、ポルトガル、イタリア、ブラジルが挙げられている。

80) *Ibid.*

81) 有限責任の歴史的展開については、Ron Harris, *A New Understanding of the History of Limited Liability: An Invitation for Theoretical Reframing*, 16 (5) J. of Institutional ECON. 643 (2020).

82) *Id.* at 644.

産に到達できないか、法的に到達することが禁止されていることをいう⁸³⁾。したがって、会社債権者は、会社資産から債権を回収できるものの、株主の個人資産から債権を回収することはできない⁸⁴⁾。会社債権者が株主の個人資産に対して請求を行うことを完全に断ち切ることから、「完全所有者保護 (complete owner shielding)」と表現されることもある⁸⁵⁾。株主の有限責任については、会社法の研究において多くの議論があるが、イギリスでは、利点が欠点を上回るとする見解が大半である⁸⁶⁾。

このような法人格及び株主の有限責任という制度が、株式会社における「資産の分離」(asset partitioning)を形成している⁸⁷⁾。資産の分離とは、会社の所有者や経営者の資産が、会社の資産と分離していることをいう。したがって、株主である親会社の事業用資産と子会社の事業用資産は厳密に区別される。そのため、会社の債権者は、株主の債権者に優先して、会社の業務に関連する資産に対する債権を有しているし、逆に、株主の債権者は、会社の債権者に優先して、株主の資産に対する債権を有している⁸⁸⁾。そして、独立した法人格と有限責任を理由に、子会社の債権者は親会社の資産を差し押さえることができず、逆に、独立した法人格を理由に、親会社の債権者は子会社の資産を差し押さえることができない。

上述のように、会社の法人格や株主の有限責任の基礎となる考え方は、資産の分離である。もっとも、学説では、会社債権者にとっての資産の分離の利益が必ずしも重視されてないとするものがある⁸⁹⁾。その上で、厳密な資産の分離が常に最も効率的であるという結論にも留保が必要とされる⁹⁰⁾。この

83) *Ibid.*

84) *Ibid.*

85) Henry Hansmann, Reiner Kraakman & Reiner Squire, *Law and the Rise of the Firm*, 119 (5) HARV. L. REV. 1333, 1340 (2006).

86) Davies, *supra* note 12, at 4.

87) Hansmann & Kraakman, *supra* note 76, at 393.

88) *Ibid.*

89) Davies, *supra* note 12, at 4.

90) *Ibid.*

問題についての先駆的な業績として、Hansmann らによる論文がある。そこでは、資産の分離が留保される場面を、①負の外部性により親会社が利益を得ているという観点⁹¹⁾ 及び②企業グループ特有の観点⁹²⁾ に分けて説明している⁹³⁾。海外子会社の人権侵害については、①②のどちらのケースにも該当するため、以下で両者のケースについての Hansmann らの学説を紹介することにしたい。

まず、①負の外部性により親会社が利益を得ているというケースにおいて、被害者は、会社の負の外部性による影響を受けた不法行為債権者である。負の外部性とは、会社の生産コストが他者に転嫁されることで、当該他者が損害を被ることをいう。例えば、会社が石油流出や有毒物質の放出等の環境破壊を行い、純資産を上回る損害賠償責任が発生したようなケースや、危険な活動の子会社に分離することで不法行為債権者からの請求を回避するケースが該当する⁹⁴⁾。したがって、会社の負の外部性というのは、他者に損害を被らせることを前提として会社が利益を上げることであり、その結果、会社の商品やサービスは非常に安価で提供され、過剰に消費されることになる。かかる負の外部性について、適切に責任を分配する必要があるため、有限責任を制限し、資産の分離を留保すべきとの主張が展開される。

しかし、①のケースにおける資産の留保は、どの管轄区域においても裁判所の支持を得ていない⁹⁵⁾。これは、不法行為債権者の問題に対処するためのより効果的な代替手段が様々に利用可能であることが理由である。とりわけイギリスでは、危険な活動に従事する会社に対する強制保険が存在し、これ

91) Henry Hansmann & Reinier Kraakman, *Toward Unlimited Shareholder Liability for Corporate Torts*, 100 YALE L. J. 1879 (1991).

92) Henry Hansmann & Richard Squires, *External and Internal Asset Partitioning: Corporations and Their Subsidiaries*, in OXFORD HANDBOOK OF CORPORATE LAW AND GOVERNANCE (Jeffery Gordon and Wolf-Georg Ringe eds., 2018), available at <https://doi.org/10.1093/oxfordhb/9780198743682.013.3>.

93) Davies, *supra* note 12, at 4.

94) Hansmann & Kraakman, *supra* note 91, at 1880-1881.

95) Davies, *supra* note 12, at 5.

により、子会社による不法行為債務の支払いのための資産が十分に填補されるため、親会社の責任を追及する必要性が乏しくなる。

次に、②企業グループ特有のケースの議論は、論理的にも、企業グループ内の慣習としても、資産の分離の利点は、企業グループにおいてはほぼ存在しないというものである⁹⁶⁾。自然人である株主が複数人いるような会社を考えた場合、資産の分離には、①株主相互に監視する必要性の低減、②清算の保護 (liquidation protection)、③株式の流動性、④株主の多様化、⑤債権者の情報コストの低減、⑥破産手続の簡素化 (bankruptcy simplification)、⑦債務超過の克服、⑧効率的な支配権の移転といった、少なくとも8つの利点がある⁹⁷⁾。しかし、親会社と親会社が直接・間接に完全所有する子会社という親子会社を構成している企業グループの場合、①から③の利点はなく、④から⑦の利点は稀にしか生じ得ない⁹⁸⁾。例えば、①について、親会社が有限責任であることによる利点として、親会社の株主は子会社の株主の資産を監視する必要がなくなるという点が挙げられる。しかし、完全親会社の場合は、この利点は存在しない。なぜなら、当該子会社の株主は完全親会社のみであり、親会社以外に監視すべき子会社の株主は他に存在しないからである。したがって、当該子会社に対する有限責任によって親会社の他の株主に利益が生じることはない⁹⁹⁾。さらに、主要債権者 (主に銀行) との間には、契約において会社横断的な保証を提供する慣行が広く行われている¹⁰⁰⁾。この慣行のもとでは、有限責任は意味をなさない¹⁰¹⁾。

Hansmann らの論文では、これらのことから、企業グループに関しては、資産の分離による利益はその不利益を上回ることはない結論づけてい

96) Hansmann & Squires, *supra* note 92, at 18-19, 30-31.

97) *Id.* at 5-9, 18-19, 30.

98) *Ibid.*

99) See Davies, *supra* note 12, at 5.

100) Hansmann & Squires, *supra* note 92, at 28; BRENDA HANNIGAN, COMPANY LAW para. 3-52 (6th ed. 2021).

101) *Ibid.*

る¹⁰²⁾。このような学説に依拠するものであるかは明確でないものの、管轄区域を問わず、法人格否認の法理を用いることで、②企業グループの観点から、資産の分離が否定されている¹⁰³⁾。しかし、法人格否認の法理の適用はあくまで例外であり、非常に限定的である。他国と比べ法人格の否認を比較的容認しているアメリカでさえ、法人格の否認はあまり用いられていない¹⁰⁴⁾。イギリスでは、法人格否認の法理の適用により、裁判所が親会社の責任を肯定することはほとんどなく¹⁰⁵⁾、企業グループ内の有限責任に関する特別ルールについても否定している¹⁰⁶⁾。したがって、このような傾向は、人権侵害の被害者に有益なものとはなっていない¹⁰⁷⁾。

イギリスでは私法上の責任追及事例において、法人格の否認は非常に限定的な場合にしか認められてこなかった。すなわち、詐欺 (fraud)、悪用 (misuse)、不正行為 (melfesance)、もしくは法的義務や責任の回避 (evasion of legal obligation or liability) があった場合¹⁰⁸⁾ 又は親会社による支配の程度が、子会社を分身 (alter ego) や見せかけ (sham) とみなせるほど極端に強い場合のような¹⁰⁹⁾、限定的な場合においてしか認められない¹¹⁰⁾。

イギリスの判例法において、この厳格なアプローチの事例として知られているのが、Adams 事件である¹¹¹⁾。Adams 事件において、控訴裁判所は、企業グループ内のすべての企業を1つの企業とみなすという一般原則は存在し

102) Davies, *supra* note 12, at 5.

103) *Ibid.*

104) *Ibid.*

105) Chambers, *supra* note 71, at 531; Davies, *supra* note 12, at 5. 学説では、親子会社間の境界について、債権者による否認を積極的に認めるべきだとも主張されている。Hansmann & Squires, *supra* note 92, at 31; Frank H. Easterbrook & Daniel R. Fischel, *Limited Liability and the Corporation*, 52 U. Chi. L. Rev. 89 (1985).

106) Davies, *supra* note 12, at 6.

107) Michoud, *supra* note 78, at 160.

108) *Prest v. Petrodel Resources Ltd* [2013] UKSC 34, para. 35.

109) *Lord Keith of Kinkell in Woolfson v. Strathclyde Regional Council* [1978] SC (HL) 90, para. 96.

110) *Vastardis & Chambers, supra* note 67, at 394-395; *Villiers, supra* note 73, at 421.

111) *Adams v Cape Industries plc* [1990] Ch 433, AC.

ないとした¹¹²⁾。そこでは、親会社が子会社を全面的に支配しているという事実は、2つの会社の独立した法人格を無視する根拠にはならないとしている¹¹³⁾。そして、不正な動機のために法人格が使用されている場合にのみ、法人格を否認できると明言した¹¹⁴⁾。さらに、子会社を親会社の代理人とみなすことも否定した¹¹⁵⁾。その上で、親会社は、ある事業を親会社の事業とするか子会社の事業とするかを選択できると判断している¹¹⁶⁾。

Adams 事件後の判決では、法人格の否認を一般的なルールの例外として認めることを好まない傾向がある¹¹⁷⁾。例えば、VTB Capital v. Nutritek International Corp 事件において、最高裁は、法人格の否認が認められるためには、不正行為を行なった（親）会社による支配があることに加えて、関連する取引の際に、不正行為を隠すための装置（device）や見せかけ（façade）として（子会社を）利用（悪用）したことも必要であるとして、法人格否認の要件を限定的に解釈している¹¹⁸⁾。

第2節 不法行為責任

第1款 親会社の注意義務を認定するための基準（1）—— Caparo 基準

上述のように、法人格の否認や有限責任の否定によって親会社の責任を肯定することはイギリスでは難しいのが現状である。もっとも、Adams 事件以降、親会社の責任が一切観念されなくなったわけではない。その後の一連

112) この事件では、テキサス州の連邦裁判所が、イギリスで設立された親会社に対して判決を下した。勝訴した原告は、テキサス州の判決をイギリスで親会社に執行しようとした。親会社がテキサス州に「存在（present）」しているかどうか、イギリスでの判決の執行可能性を左右する。企業グループは、アメリカで親会社を営業させないように事業を整理していたため、アメリカにある子会社及び関連会社を通じて親会社が存在しているとみなすことによって示すことができなかった。

113) Davies, *supra* note 12, at 6.

114) Adams v Cape Industries plc, *supra* note 111, paras. 539–540.

115) Davies, *supra* note 12, at 6.

116) *Ibid.*

117) Prest v Petrodel Resources Ltd, *supra* note 108.

118) VTB Capital plc v. Nutritek International Corp [2013] UKSC 5, para. 128.

の訴訟では、不法行為法により、親会社の責任が検討されるようになったのである。不法行為責任における過失責任が成立するには、①被告が注意義務 (duty of care) を負っていたこと、②被告による注意義務違反 (breach of duty) があったこと及び③損害と違反行為との間に因果関係 (causation and remoteness) があることという3要件を満たす必要がある¹¹⁹⁾。そして、海外子会社による違法行為については、子会社の危険な活動に対して親会社が行使した経営支配 (managerial control) の程度に応じて、子会社の行為によって損害を受けた人々に対して親会社が直接負うべき注意義務を設定することで問題の解決を図ろうとしているのである¹²⁰⁾。これは、被害者に対する親会社自身の注意義務が存在することに基づき、その義務違反として親会社が直接責任を負うとされるものである。このような責任は、外国直接責任 (foreign direct liability) とも言われ¹²¹⁾、「親会社が子会社の業務に (十分な程度に) 直接関与しているか又は事実上の支配 (権) を行使している場合、その (子会社の) 従業員や (子会社の) 業務によって影響を受けた者に対して注意義務を負い、… (その関与の) 役割を十分に果たせなかったことから生じる損害に関する責任」のことをいう¹²²⁾。したがって、「親会社の支配 (parent control)」がなされている事例では、子会社による不法行為につき親会社が責任を負う可能性が高まることとなる¹²³⁾。以下では、外国直接責任における親会社の注意義務を認める基準について裁判例を検討することにする。

1. Caparo Industries plc v Dickman 事件¹²⁴⁾

外国直接責任の基準を最初に示したのは、後述する Chandler v Cape plc

119) 島田真琴『イギリス取引法』(2014年、慶應義塾大学出版会株式会社) 175頁。

120) Davies, *supra* note 12, at 6, 30. Adams 事件と同じ会社が関与している事件も含まれている。

121) Chambers, *supra* note 71, at 531; Davies, *supra* note 12, at 30.

122) Chambers, *supra* note 71, at 531-532.

123) Davies, *supra* note 12, at 6.

124) Caparo Industries plc v Dickman [1990] 2 AC 605. 邦語での判例評釈として、川島いづみ「イギリス法における不実の企業情報開示に関する民事責任一判例法の展開一」早稲田社会科学総

事件（以下、Chandler 事件という）¹²⁵⁾である。そこでは、不法行為法における「過失」としての注意義務の3要件の基準（以下、Caparo 基準という）が用いられている。Caparo 基準とは、Caparo Industries plc v Dickman 事件（以下、Caparo 事件という）において示された基準であるため、以下では、まずは、Caparo 事件を紹介しておきたい。

(1) 事実の概要

Caparo 社は、Fidelity plc 社（以下、Fidelity 社という）を買収した¹²⁶⁾。かかる買収は、次のような手順で行われた。まず、Caparo 社は、1984年6月8日に Fidelity 社の株式10万株を取得した¹²⁷⁾。そしてそれ以降、市場において Fidelity 社株式を取得し、同年7月までに29.9%まで取得した¹²⁸⁾。その後、公開買付けを行い、同年10月には株式の91.8%を取得し、残りの株式は強制的に取得することを提案した¹²⁹⁾。

ところで、Fidelity 社の株主総会の招集通知は同年6月12日に送付され、その際に年次計算書類も送付されていた¹³⁰⁾。当該年次計算書類は、同事業年度の課税前利益を約130万ポンドとしていたが、実際は40万ポンドを超える損失があった¹³¹⁾。この事実が発覚した後、1株当たりの株価は大幅に下落した¹³²⁾。Caparo 社は、同年6月12日に年次計算書類が送付されて以降は、年次計算書類における業績予想を信頼して Fidelity 社株式の買増しと公開買付けを行っており、年次計算書類が不正確かつ誤導的であったとして、Fidelity 社の会計監査役に対して訴訟を提起した¹³³⁾。その請求内容は、買収

合研究所第13巻第1号（2012年）31頁以下参照。

125) Chandler v Cape plc [2012] EWCA Civ 525.

126) Caparo Industries plc v Dickman, *supra* note 124, at 605.

127) *Id.*, at 614.

128) *Ibid.*

129) *Ibid.*

130) *Ibid.*

131) *Id.*, at 614-615.

132) Caparo Industries plc v Dickman, *supra* note 124, at 614.

133) *Ibid.*

前に対象会社の会計監査を行なった会計監査役が過失による不法行為を行ったため、損害賠償を請求するというものであった¹³⁴⁾。Fidelity社の利益の低下、株価の下落、資金援助の必要性から、Fidelity社が公開買付けの対象となりやすいこと、Caparo社のように買収したいと考える者が年次計算書類を信頼して買収を決定すること、年次計算書類が不正確であれば損害を被る可能性が高いことを会計監査役は予見していたはずであり、株主及び潜在的投資者の双方に対して注意義務を負っているとCaparo社は主張した¹³⁵⁾。第一審は会計監査役がCaparo社に対して注意義務を負うことを否定したが、控訴審はCaparo社が株主として名義書換が行われた後に取得したFidelity社の株式については、会計監査役の注意義務を認めた。これに対し、会計監査役が上訴を、Caparo社が交差上訴 (cross-appeal) を行なった¹³⁶⁾。

(2) 判旨の概要

貴族院は会計監査役による上訴を認め、Caparo社による交差上訴を棄却した¹³⁷⁾。そして、全員一致で第一審の判断を支持した。本稿との関連では、潜在的投資者に対して注意義務を負いうるかという争点が重要である。貴族院は、過失による不法行為において注意義務が生じうる3要件として、①予見可能性 (foreseeability)、②近接性 (proximity)、③義務を課すことが公正、正当かつ合理的であること (fair, just and reasonable) を挙げた¹³⁸⁾。これらのうち、①予見可能性以外の要件は満たさないと、会計監査役の注意義務を否定した¹³⁹⁾。

本判決は、特に、本件のような過失による不実開示に起因する損害の場合には、②「近接性」が厳格に要求されるとした¹⁴⁰⁾。その理由は、過失の結

134) *Id.* at 605-606.

135) *Id.* at 615.

136) *Id.* at 606.

137) *Ibid.*

138) *Id.* at 617-618.

139) *Id.* at 609-611.

140) *Id.* at 609.

果に対する責任と比例しない責任が個人に課されることを回避すること、すなわち「不確定な責任 (indeterminate liability)」を回避する必要があるからである¹⁴¹⁾。そして、Caparo 社と会計監査役は特別の関係を有していなかったこと、会計監査及び株式の購入機会は一般大衆が享受していること、並びに会計監査役が特定の取引を念頭において会計監査を行なったわけではないことから、このような状況で会計監査役に責任を負わせることは、「近接性」を要求している目的である「不確定な責任」を回避できないとして、「近接性」の要件を満たさないとした¹⁴²⁾。

(3) 判決の意義

Caparo 事件は、不法行為法における「過失」としての注意義務の3要件を明らかにした点で重要な判決である。

過失による不実開示につき損害賠償を請求しうる一般的な条件を確立した判例として位置付けられるものとして、Hedley Byrne & Co Ltd v. Heller & Partners Ltd 事件（以下、Hedley Byrne 事件という）がある¹⁴³⁾。Hedley Byrne 事件は、過失による不法行為が認定されるために必要な注意義務が生じるのは、当事者間に「特別の関係 (special relationship)」が存在する場合であると示した¹⁴⁴⁾。この注意義務が生じるとされる「特別の関係」を認めるための3要件として提示されたのが、Caparo 基準である¹⁴⁵⁾。

本件で示された Caparo 基準とは、①損害が予見可能であること、②義務を負う当事者と義務を負わされる当事者との間に、法律が「近接」として特徴づける関係が存在すること、③法律が他方当事者の利益のために一方当事者に所定の範囲の義務を課すことが公正、正当かつ合理的であると考えられるような状況であることの3要件により、注意義務が課されるか否かが判断され

141) *Id.*, at 610.

142) *Ibid.*

143) Hedley Byrne & Co Ltd v. Heller & Partners Ltd [1964] AC 465 (HL).

144) 川島・前掲注124) 42頁。

145) 川島・前掲注124) 42頁。

るというものである¹⁴⁶⁾。

Caparo 事件は、子会社の業務に関して親会社が負う注意義務について述べたものではない。しかし、この3要件の基準は、後の Chandler 事件において、親会社の注意義務の有無を判断するための基準として用いられることとなった。

2. Chandler v Cape plc 事件¹⁴⁷⁾

本件は、子会社の行為によって損害を被った者に対して親会社が注意義務を負うとし、当該義務違反に基づいて不法行為責任を認めた最初の事例である¹⁴⁸⁾。

(1) 事実の概要

本件は、Cape plc 社（以下、Cape 社という）に対する国内外の企業グループへの訴訟の一つである。

Chandler 氏（以下、Chandler という）は、1959年4月24日から同年10月9日まで及び1961年1月24日から1962年2月9日まで Cape Building Products Ltd 社（以下、Cape Products 社という）に雇用されていた¹⁴⁹⁾。Chandler は、Cape Products 社のレンガ製造部門が製造したレンガの積み込み作業を屋外で行っていた¹⁵⁰⁾。同じ敷地内の工場ではアスベストが生産されており、かかる工場からの粉塵が Chandler の作業場所にまで飛散した¹⁵¹⁾。その結果、Chandler はじん肺を発症した¹⁵²⁾。Cape Products 社は、雇用主の賠償責任保険に加入していたが、当該保険は、アスベストの粉塵の吸

146) Caparo Industries plc v Dickman, *supra* note 124, at 617-618.

147) Chandler v Cape plc, *supra* note 125.

148) Davies, *supra* note 12, at 7.

149) Chandler v Cape plc, *supra* note 129, para. 4.

150) *Id.* para. 3.

151) *Ibid.*

152) *Id.* para. 4.

引によるじん肺の発症をカバーしていなかった¹⁵³⁾。さらに、Cape Products社は当時解散しており¹⁵⁴⁾、Cape Products社を訴えることが困難な状況であった。そこで、Chandlerは、Cape Products社の親会社であるCape社に対して、過失による不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。第一審は、Caparo基準を用い、Cape社がコモンローの概念である「責任の引受け (assumption of responsibility)」に基づいて責任を負うと判断したため、Cape社が控訴した¹⁵⁵⁾。

(2) 判旨の概要

控訴審は、Cape社の控訴を棄却した¹⁵⁶⁾。その上で、本判決は、Cape社及びCape Products社が、Chandlerに対して負っていた注意義務に違反したとして、連帯して損害賠償責任を負うと結論づけた¹⁵⁷⁾。Cape社は、Cape Products社に対して、従業員にとって安全な作業システムを作るよう助言する又は保障する義務があるとし、その上で、アスベストによる被害は、Chandlerに対する当該義務にCape社が違反したことにより引き起こされた又は認容されたのであった¹⁵⁸⁾。

本件でCape社が注意義務を負っていると判断された根拠は、Cape社による「責任の引受け」である¹⁵⁹⁾。かかる「責任の引受け」とは、注意義務を負うか否かを決定するCaparo基準における②近接性及び③義務を課すことが公正、正当かつ合理的であることという要件に該当する¹⁶⁰⁾。

そして、本件では、①Cape社とCape Products社の事業が(人権侵害に)関係する点で同一であること、②Cape社が特定の産業における健康及び安

153) *Ibid.*

154) *Ibid.*

155) *Id.*, paras. 1, 31-32.

156) *Id.* para. 82.

157) *Id.* para. 81.

158) *Ibid.*

159) *Id.* para. 62.

160) *Ibid.*

全の関連側面について優れた知識を有していること又は有しているべきであること、③ Cape Products 社の作業システムが安全でないことを Cape 社が知っていた又は知るべきであったこと及び④従業員のパロテのために Cape 社がその優れた知識を利用するであろうことを Cape Products 社又は Chandler が信頼しており、そのことについて Cape 社が知っていた又は予見すべきであったことの4点を挙げ、Chandler に対する注意義務を Cape 社に課すことができるとした¹⁶¹⁾。本件においては、とりわけ①及び④に関して、Cape 社が特定の業界における労働安全に関する特別な知見を持っているという知見の優位性及び Cape Products 社又は Chandler がかかる Cape 社の知見に依拠しているという依存性から、Cape 社は責任を引き受けているため、注意義務を負っているとしたのである¹⁶²⁾。④については、Cape Products 社の健康及び安全に関する方針に Cape 社が介入する慣行があることを示す必要はなく、Cape Products 社の製造や資金調達といった取引業務に Cape 社が介入する慣行を示せば足りるというように広く解している¹⁶³⁾。

(3) 判決の意義

本件における親会社の責任は、親会社が子会社の取引業務に介入したことによって独立した法人格をないがしろにした点に起因して生じており、そのことは非難に値するとされている¹⁶⁴⁾。そのため、本判決は、独立した法人格を固守する一方、従業員がその独立した法人格により親会社に対して請求できないという不利な結果を被ることを避けたものであると評価されている¹⁶⁵⁾。したがって、子会社の侵害行為に対する親会社の有限責任の範囲を制限し、その結果、親会社と子会社の資産の分離を制限したのである¹⁶⁶⁾。

161) *Id.* para. 80.

162) *Id.* para. 62; 古賀・前掲注69) 336頁。

163) Chandler v Cape plc, *supra* note 125, para. 80.

164) BRENDA HANNIGAN, COMPANY LAW para. 3-34 (3rd ed. 2012).

165) *Ibid.*

166) Davies, *supra* note 12, at 31.

親会社は、親会社であることだけを理由に子会社の従業員に対して注意義務を負うわけではない¹⁶⁷⁾。しかし、特定の状況下では、親会社による子会社の支配の失敗を理由に、子会社の侵害行為が行われ、その行為によって生じた損害に対して、親会社が直接不法行為責任を負う可能性があることが確認された点に意義がある¹⁶⁸⁾。

本件は、子会社の従業員に対する注意義務に基づいており、子会社と一体の経済単位であることを根拠として責任を認めるものではない。すなわち、子会社とは別に、親会社と損害を被った従業員との関係において、親会社が注意義務を負っていたことを根拠として不法行為論を展開している¹⁶⁹⁾。したがって、例えば、子会社が訴訟に関して免責されている場合や、問題となるリスクが親会社によってのみ見可能であった場合等で、子会社が損害を被った人々に不法行為責任を負わないとしても、不法行為論によって親会社が責任を負う可能性が存在する¹⁷⁰⁾。他方で、本件は、子会社の不法行為に関して親会社に注意義務を課す際の考慮事項について有用な指針を示したものの、親子関係から特別な基準を定めることはしなかった¹⁷¹⁾。

ところで、本件において裁判所は、前述した Caparo 基準に従い、子会社の従業員に対する注意義務が親会社に課せられると判断した¹⁷²⁾。前述のように、Caparo 事件で問題となったのは過失による虚偽記載により生じた経済的損失であった。これに対して本件で問題となったのは物理的手段による人身傷害であった¹⁷³⁾。そうであるにもかかわらず、本件で裁判所が Caparo 基準を用いたことから、人身傷害という別の新たな分野にも適用可能と裁判

167) Hannigan, *supra* note 171, para. 3-34.

168) Davies, *supra* note 12, at 7, 31.

169) Hannigan, *supra* note 171, para. 3-34; Davies, *supra* note 12, at 7. 一方、Chandler 事件について、不法行為における過失と責任の引受けの概念が、法人格の否認のために用いられたと評価する学説もある (Okoye, *supra* note 8, at 202.)。

170) Davies, *supra* note 12, at 7.

171) AAA v Unilever plc [2018] EWCA Civ 1532, para. 36.

172) Chandler v Cape plc, *supra* note 125, paras. 72-81.

173) Davies, *supra* note 12, at 8.

所が判断したものと評価された¹⁷⁴⁾。

第2款 親会社の注意義務を認定するための基準 (2) — AAA 事件以降

このように、イギリスでは、親会社に責任を肯定する基準として、Caparo 基準が確立されたと思われたが、AAA v Unilever plc 事件（以下、AAA 事件という）¹⁷⁵⁾ 以降の3つの重要な裁判例により、当該基準による審査の見直しが行われた。後述する AAA 事件、Vedanta Resources plc v Lungowe 事件（以下、Vedanta 事件という）¹⁷⁶⁾、Okpabi v. Royal Dutch Shell plc 事件（以下、Okpabi 事件という）¹⁷⁷⁾ においては、Caparo 基準が曖昧な基準であり、かかる基準により親会社の注意義務を確立することは有益でないと考えられた¹⁷⁸⁾。これらの事件では、結局のところ、親会社に注意義務を課すためには、Caparo 基準により審査する必要はなく、親子関係の「特徴」に焦点を当てる必要があると裁判所は判断した¹⁷⁹⁾。以下では、上記の3事件について、紹介することにした。

なお、Chandler 事件は、親会社も子会社もイギリス法人であった事例である。しかし、後述する AAA 事件、Vedanta 事件及び Okpabi 事件は、それぞれの管轄区域において、実質的にイギリスの親会社の事業を遂行する海外子会社が関与していたという特徴がある。

1. AAA v. Unilever plc 事件¹⁸⁰⁾

本件は、Caparo 基準を適用せず、親子関係の「特徴」から注意義務を検

174) *Ibid.*

175) AAA v Unilever plc, *supra* note 171.

176) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58.

177) Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58.

178) Davies, *supra* note 12, at 8-9.

179) Matthew Bradley & Saaman Pourghadiri, *Parent Companies' Liability in Tort for the Acts of Their Subsidiaries*, 6 JIBFL 401 (2021); Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 49; Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, paras. 24-25, 141.

180) AAA v Unilever plc, *supra* note 171.

討した初めての裁判例として注目されるものである¹⁸¹⁾。

(1) 事実の概要

ケニア国籍の原告は、ケニアで登記された茶畑を経営する Unilever Tea Kenya Ltd 社（以下、UTKL 社という）に雇用され又はかかる茶畑に居住していた¹⁸²⁾。UTKL 社の親会社は Brooke Bond Group Ltd 社（以下、BBGL 社という）であり、BBGL 社は UTKL 社の株式の88.2%を所有していた¹⁸³⁾。BBGL 社は、イギリスで登記された持株会社である Unilever plc 社（以下、Unilever 社という）の完全子会社であったため、UTKL 社の最終親会社は Unilever 社であった¹⁸⁴⁾。

2007年12月のケニア大統領選挙の結果が公表された後、ケニア全土で法秩序が崩壊し、暴力事件が多発した¹⁸⁵⁾。原告も、茶畑において暴力の犠牲となり、殺人、強姦又は傷害といった様々な被害を被った¹⁸⁶⁾。原告は、そのような暴力のリスクは Unilever 社及び UTKL 社にとって予見可能であり、両者ともにかかるリスクから原告を保護する注意義務を負っていたにもかかわらず、当該義務に違反し、過失による不法行為を行ったとして、損害賠償請求訴訟を提起した¹⁸⁷⁾。第一審は、Unilever 社及び UTKL 社のいずれに対しても議論の余地のある請求 (aruguable claim) でないとした上で、Caparo 基準における①予見可能性及び③義務を課すことが公正、正当かつ合理的であることを満たさないとして注意義務を否定した¹⁸⁸⁾。そのため、原告が控訴した¹⁸⁹⁾。

181) AAA 事件の判決が出た段階では、Vedanta 事件及び Okpabi 事件は控訴審が出ているという段階であった (*Id.*, para.2)。

182) AAA v. Unilever plc [2017] EWHC (QB) 371, para. 1.

183) AAA v Unilever plc, *supra* note 171, para. 13.

184) *Ibid.*

185) AAA v. Unilever plc, *supra* note 182, paras. 1, 12.

186) *Ibid.*

187) *Id.*, para. 1.

188) AAA v Unilever plc, *supra* note 171, para. 3.

189) *Ibid.*

(2) 判旨の概要

控訴審は、原告の控訴を棄却した¹⁹⁰⁾。イギリスの不法行為法は、子会社の活動によって影響を受けた人々に対して、親会社が法的責任を負うという特別な考えを採用していない¹⁹¹⁾。親会社が子会社の活動に関して注意義務を負うと認められるのは、子会社により損害を被った者と親会社との間において、不法行為法の通常の一般原則が満たされた事例に限られる¹⁹²⁾。すなわち、第三者（例えば、子会社に助言するコンサルタント等）が、子会社と取引する者に対して負うべき不法行為法上の注意義務の対象となるかどうかという問題とパラレルに検討がなされる必要があると判示した¹⁹³⁾。

本件では、Chandler 事件について、有用な基準を示しているものの、不法行為法の一般原則と異なる別の基準を定めるものではないと判示した¹⁹⁴⁾。Chandler 事件は Caparo 基準を用いて「責任の引受け」があるかどうかを検討した。したがって、Caparo 基準は一般不法行為の原則と何ら変わらないため、Caparo 基準の3要件を用いることなく、親子関係による親会社の子会社業務への介入の程度から注意義務が課されるか否かの検討が必要であるとしたのである¹⁹⁵⁾。

このように、本件のような事例においても、不法行為法の通常の一般原則が用いられるため、親会社も第三者もパラレルに検討がなされるが、第三者よりも親会社の方が子会社の業務に介入しており、注意義務を課される可能性が高い場合も多い¹⁹⁶⁾。親会社に注意義務が課されうるのは、①親会社が子会社に代わって（若しくは子会社と共同で）、子会社の関連業務の管理を実質的に引き受けた場合、又は②親会社が特定のリスクをどのように管理す

190) *Id.* para. 41.

191) *Id.* para. 36.

192) *Ibid.*

193) *Ibid.*

194) *Ibid.*

195) *Id.* para. 37.

196) *Ibid.*

べきかにつき子会社に助言をしていた場合である¹⁹⁷⁾。

本件では、Unilever 社が UTKL 社に対して行ったとされる、ケニアの不安定な政情及び暴力のリスクに関する助言に依拠して、②子会社に助言するケースに該当すると主張された¹⁹⁸⁾。しかし、UTKL 社は独自に危機管理研修を実施し、独自の方針を作成しており、親会社から助言を受けてはいなかった¹⁹⁹⁾。このような事実関係のもと、本件裁判所は、Unilever 社に対する議論の余地がある請求であることを示せていないとした²⁰⁰⁾。

(3) 判決の意義

本判決では、Caparo 基準ではなく、通常的不法行為アプローチにおいて、親子関係の「特徴」から注意義務を認定するということが明確にされた点に意義がある²⁰¹⁾。

第一審は Caparo 基準を適用しており、①予見可能性がないこと（原告が被った損害が UTKL 社又は Unilever 社のいずれによっても予見できないこと）及び③義務を課すことが公正、正当かつ合理的でないこと（主張された義務は事実上、Unilever 社に法と秩序を守る警察のような行動を要求する、公正、正当かつ合理的でない義務であったこと）により、Unilever 社の注意義務を否定した²⁰²⁾。一方、②近接性に関しては、Chandler 事件に依拠してこれを認めた²⁰³⁾。すなわち、親会社が子会社の業務を完全に支配していなくとも、適切な事実があれば子会社の業務に関して責任を負う可能性があるとした²⁰⁴⁾。そこでは、本件について、Unilever 社が UTKL 社の経営及び様々な方針に対して支配力を及ぼそうとしたことが示されている文書により、近

197) *Ibid.*

198) *Id.*, para. 39.

199) AAA v. Unilever plc, *supra* note 182, para. 28; *Id.*, para. 40.

200) AAA v Unilever plc, *supra* note 171, para. 40.

201) Davies, *supra* note 12, at 14.

202) AAA v Unilever plc, *supra* note 171, para. 3.

203) AAA v. Unilever plc, *supra* note 182, para. 103.

204) *Ibid.*

接性が認定できるとした²⁰⁵⁾。

一方で控訴審は、Caparo 基準について有用な基準であるとしつつも、不法行為法の一般原則と異なる別の基準を定めるものではないとして、Caparo 基準を用いなかった。そして、Caparo 基準に代えて、親会社による子会社業務への介入の程度に依拠して、注意義務が課されうるかについて検討された。検討項目としては、①子会社の関連業務の管理の実質的な引受け、②子会社への助言が挙げられたが、この項目は、後述の Vedanta 事件及び Okpabi 事件にも引き継がれている。

2. Vedanta Resources plc v Lungowe 事件²⁰⁶⁾

AAA 事件は控訴審であったが、最高裁においても親会社の注意義務について判示された。Vedanta 事件の判決は子会社による人権侵害に関する親会社の注意義務について述べた初めての最高裁判決である。

(1) 事実の概要

本件は、ザンビアのチンゴラ地区にあるンチャンガ銅山から排出された有毒物質に関して訴訟が提起されたものである²⁰⁷⁾。原告は、チンゴラ地区内の4つのコミュニティに住む約1,800人のザンビア人であり、農村に住む非常に貧しい人々であった²⁰⁸⁾。彼らは、自身と家畜用の飲料水及び農作物の灌漑用水を得るために唯一の水源である水路を使用していた²⁰⁹⁾。

ンチャンガ銅山は、ザンビアの公営企業である Konkola Copper Mines plc 社（以下、KCM 社という）によって直接的には所有されていた²¹⁰⁾。KCM 社の最終親会社は、Vedanta Resources plc 社（以下、Vedanta 社という）であ

205) *Ibid.*

206) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58.

207) *Id.* para. 1.

208) *Ibid.*

209) *Ibid.*

210) *Id.* para. 2.

った²¹¹⁾。KCM 社は、ザンビア政府が株式を保有しているため、Vedanta 社の完全子会社ではないが、Vedanta 社の公表資料によると、完全子会社の場合と変わらない程度の支配力を Vedanta 社が有していたとされている²¹²⁾。また、Vedanta 社は、イギリスで設立され、イギリスに本社を置き、ロンドン証券取引所に上場している多国籍企業の親会社である²¹³⁾。

原告は、2005年から今日に至るまで、ンチャング銅山からかかる水路に有毒物質が繰り返し排出されたため、原告の健康と農業活動の両方が被害を被ったと主張して、過失による不法行為法上の注意義務違反に基づき、KCM 社及び Vedanta 社に対して訴訟を提起した²¹⁴⁾。親会社である Vedanta 社に対しては、Vedanta 社が KCM 社の採掘作業に対して重要な時期に行使した非常に高度な管理及び指示並びに適用される健康、安全及び環境基準の遵守を理由に同じ訴因に基づき責任を追求した²¹⁵⁾。対審前手続において、第一審・抗告審ともに管轄権を肯定したため、被告が上訴した。

(2) 判旨の概要

最高裁は、原決定を維持した²¹⁶⁾。Caparo 基準の適用について、本件における主審の Briggs 卿は、法廷意見において、同基準は基本原則に照らして法律が実際に示している親会社の注意義務と変わらず、親会社の注意義務を認識するためのより広い法律上の基盤を特定することには繋がらないと批判した²¹⁷⁾。そして、これまでの過失責任による不法行為における論理の範疇で親会社が責任を負うとした²¹⁸⁾。

親会社が注意義務を負うには、親会社が子会社の関連業務の管理を引き受

211) *Ibid.*

212) *Ibid.*

213) *Ibid.*

214) *Id.* paras. 1, 3.

215) *Ibid.*

216) 当事者は後に和解している（古賀・前掲注69）331頁）。

217) *Vedanta Resources plc v Lungowe, supra* note 58, para. 56. 全員一致の法廷意見である。

218) *Id.* para. 54.

け、介入し、支配し、監督し又は助言する機会をどの程度利用したか及びどのような方法で利用したかで決定される²¹⁹⁾。親会社の子会社に対して管理、監視、支配する方法には様々なものがあるため、特定できるものではないとしている²²⁰⁾。本件では、親会社が、子会社の活動に対して適切な環境管理基準を維持する責任を負っているとした上で、単に基準を定めるだけでなく、研修、監視及び実施によってそれらの基準を実施すると言える公表資料をもって親会社の子会社への「支配」の程度を示せるとした²²¹⁾。さらに、本判決は、子会社の監督・管理を実行していないにもかかわらず、そのように行動していると公表資料において主張する場合には、注意義務違反を認定できるとした²²²⁾。

Vedanta 事件において、原告はブリュッセル I a 規則 4 条を根拠としてイギリスにおける管轄権を主張していた²²³⁾。これに対して、被告は請求の真の対象である親会社に対する管轄権を確立することだけが目的であることから EU 法の濫用であると反論した²²⁴⁾。最高裁は、2つの訴訟（イギリスにおける親会社の訴訟及びザンビアにおける子会社の訴訟）を並行して行なった場合に矛盾する判決が出されるリスクに鑑みて、EU 法の濫用という被告の主張を認めなかった²²⁵⁾。しかし、不法行為と関連する損害がザンビアで発生したこと、鉱山がザンビアの採掘許可に基づきザンビアの法律に従って操業していること及び原告がイギリスで証拠を提出するのは困難であること等からザンビアにおいて請求することが適切であるとしていた。このように、

219) *Id.* para. 49.

220) *Id.* para. 51.

221) *Id.* para. 61.

222) *Id.* para. 53.

223) Vedanta 事件と Okpabi 事件では、事業が行われた地域の政府が、直接的又は間接的に、子会社に実質的な経済的利害関係を有していたため、原告は、イギリスの裁判所の方がより開かれた審理を受けられると考えた可能性があるとも指摘されている (Davies, *supra* note 12, at 9)。

224) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 23.

225) *Id.* para. 87. とりわけ、本件では、親会社だけでなく海外子会社についてもイギリスの裁判所で訴えていたため、親会社に対する管轄権を確立することだけが目的であるとするこの主張は事実上失敗したと指摘されている (Davies, *supra* note 12, at 9-10)。

イギリスが適切な訴訟の場であることを原告は立証できていないにもかかわらず、最高裁は、原告がザンビアで訴訟を提起できないほど極度の貧困であること、イギリスでは得られる訴訟援助がザンビアでは得られないこと及びザンビアの規制上大企業に対する民事訴訟を扱うのに適切かつ十分な弁護団を起用できないことから²²⁶⁾、根源的正義 (substantial justice) を理由にイギリスでの裁判管轄を認めた。

(3) 判決の意義

本件において最高裁は、イギリスの親会社が、外国の子会社の活動によって影響を受けた第三者に注意義務を負う可能性があるとした²²⁷⁾。本件は、管轄権に関する対審前手続の決定にすぎないが、国境を越えて活動する企業の責任に関する重要な判例であると評価されている²²⁸⁾。

最高裁は、Caparo 基準の適用を否定し、上述の AAA 事件におけるアプローチである通常的不法行為アプローチを支持した²²⁹⁾。本件最高裁は、会社組織の形態が重視された AAA 事件と比較して、より広範に注意義務が課される状況を認定した²³⁰⁾。すなわち、親会社は海外子会社との間で関連事業の管理を引き受け又は共有している範囲において、子会社の作為又は不作為に影響を受けた事象に関する注意義務を負うとしたのである。

このような判例の立場からは、グループ全体の方針を決め、子会社が遵守することを期待するだけでは、親会社の注意義務が否定されるとは限らない²³¹⁾。そこでは、親会社が子会社の関連業務の管理を引き受け、介入し、支配し、監督し又は助言する機会をどの程度利用したか、またどのような方

226) ザンビアの法規制では、弁護士への成功報酬が禁じられていることが述べられている (Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 90)。

227) Andrew Sanger, *Parent Company Duty of Care to Third Parties Harmed by Overseas Subsidiaries*, 78 The Cambridge L. J. 486-490 (2019).

228) *Ibid.*

229) Davies, *supra* note 12, at 8.

230) Chambers, *supra* note 71, at 564.

231) Sanger, *supra* note 227, at 486-490.

法で利用したかにより、親会社の注意義務は決定されることになる²³²⁾。親会社が注意義務を負うかを検討する当該基準は、支配力基準 (control tests) と呼ばれる²³³⁾。支配力基準においては、親会社が子会社をどの程度「支配」したのか (the extent of control) に着目して、親会社の注意義務を判断する。支配力基準を用いた場合、子会社の活動に起因して常に親会社側の注意義務が発生するわけではない²³⁴⁾。しかし、親会社が子会社に対して管理、監視、支配する方法には様々なものがあるとしている。そのため、本判決では、これらが特定できるものではないとした上で、かかる様々なレベルの積極的な介入が親会社の注意義務を生じさせる可能性があるとした²³⁵⁾。とりわけ、親会社が子会社の関連事業の経営に「助言」することは比較的一般的なことであり、他に列挙されている引受けや支配等と比較しても、原告は親会社の注意義務を立証しやすいと指摘されている²³⁶⁾。

さらに、本判決は、子会社の監督・管理を実行していないにもかかわらず、そのように行動していると公表資料において主張する場合には、注意義務違反を認定できるとしている点が注目される²³⁷⁾。すなわち、公表資料で明記されている場合、親会社の不作為そのものが公に引き受けた責任の放棄を構成する可能性があり、このような状況においては、親会社の不作為自体が、責任を生じさせることとなる可能性がある²³⁸⁾。このことは、実際の子会社への支配まで示す必要がなく、支配の推定のみから注意義務が生じる可能性があることを示唆している²³⁹⁾。

232) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 49.

233) Davies, *supra* note 12, at 11.

234) *Id.* at 14. 他にも、Thompson v The Renwick Group plc [2014] EWCA Civ 635. 本件では、純粋持株会社である親会社が子会社の健康及び安全を担当する取締役を選任していた。しかし親会社は、子会社の従業員に対して注意義務を負わないと判断された。

235) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 51; Sanger, *supra* note 227, at 486-490; Chambers, *supra* note 71, at 564.

236) Chambers, *supra* note 71, at 565.

237) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 53.

238) *Ibid.*

239) Sanger, *supra* note 227, at 486-490.

本件最高裁判決は、親会社がグループ全体の方針を開示し、それを実施するための積極的な措置を講じた場合又は親会社が方針の実施を監督するとしているにもかかわらず、その内容を実施していなかった場合、第三者に注意義務を負うると示している。このような基準を明示した点で、重要な判例と評価されている²⁴⁰⁾。

ところで、海外子会社の人権侵害が不法行為を構成する事例では、管轄権の問題を避けて通れない。すなわち、イギリス国外で発生した損害につき、イギリスの裁判所が審理するのは適切であるかという問題の検討が不可欠である²⁴¹⁾。Vedanta 事件は、この管轄権の問題についてもリーディングケースとなっている²⁴²⁾。

Vedanta 事件では、親会社はイギリスの会社、子会社はザンビアの会社であった。そして、当該ザンビアの子会社がザンビアで人権侵害を行い、ザンビアにおいて損害が発生した。ザンビアで損害を被った被害者が原告となってイギリスの親会社を訴える場合、①ザンビアにおいて親会社に損害賠償を請求する、②イギリスにおいて親会社に損害賠償を請求するという2つの選択肢がある。本件では、後者の②が問題となった事例である。EU加盟国に関する規制として、ブリュッセル I a 規則 4 条は、義務違反の結果としての損害が EU 以外の国で生じていたとしても、EU に所在地を有する会社に対しては、EU において提訴することができると定めている²⁴³⁾。したがって、訴訟原因がどこであれ、EU 離脱前においては、被害者がイギリスにおいて親会社に訴訟を提起することが可能であった²⁴⁴⁾。本件で Vedanta 社が主張

240) *Ibid.*

241) Davies, *supra* note 12, at 9.

242) Ekaterina Aristova, *The Future of Tort Litigation against Transnational Corporations in the English Courts: Is Forum [Non] Conveniens Back?* (2021) 6 Bus. & Hum. Rts. J. 399, 410.

243) ブリュッセル I a 規則の翻訳については、春日偉知郎訳「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の (EU) Nr.1215/2012規則 (官報 ABI (EG) 2012 Nr.L351, 1.) - 略称『ブリュッセル Ia 規則』」法務資料 464号 (2015年、法務大臣官房法制部) 47頁以下参照。

244) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, paras. 88-91. プレグジットにより、イギリスは本規則の拘束を受けることはなくなり、フォーラム・ノン・コンビニエンス (forum non

しているように、親会社は、ブリュッセル I a 規則 4 条を子会社の行為に関する親会社の責任をめぐるケースで適用することが EU 法の濫用であると主張することが多かった。しかし、この主張が認められることはほとんどなかった²⁴⁵⁾。本件最高裁も、原告の Vedanta 社に対する請求は EU 法の濫用ではないとしている。そして、最終的には「根源的正義」が得られないという例外的な事情、すなわち原告が「司法へのアクセス」が可能かという問題のみによって管轄権を認めることとなった²⁴⁶⁾。

3. Okpabi v. Royal Dutch Shell plc 事件²⁴⁷⁾

本件は、Vedanta 事件に続いて親会社の注意義務を認めた最高裁判決である。

(1) 事実の概要

本件の原告は、ナイジェリアのリバース州における約 4 万人からなるナイジェリアの農業・漁業コミュニティ及びリバース周辺境の河川沿いの地域社会であるビレ王国に住む約 2,400 人である²⁴⁸⁾。原告の主張によると、原告の地域周辺で創業されている石油パイプライン及び関連インフラから多量の石油が流出し²⁴⁹⁾、深刻な水質汚濁や土壌汚染といった環境被害を広範囲に発

conveniens) を用いるコモンロー・アプローチに戻る可能性が指摘されている (Aristova, *supra* note 242, at 410-411)。そうすると、子会社の事業によって引き起こされた損害に関して、イギリスにおいて親会社に対して請求することができなくなる可能性も出てくる。しかし、Vedanta 事件のアプローチを用いれば、イギリス法において被害者が親会社に請求できるとも述べられている。Tara V. Ho, *United Kingdom Supreme Court-Extraterritorial Jurisdiction-Business and Human Rights-Civil Claims*, 114 (1) *The AM. J. INT'L L.* 114 (2020)。

245) Aristova, *supra* note 242, at 407.

246) *Id.* at 409-411.

247) Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58.

248) *Id.* para. 3.

249) オランダでの事件である Doe v Royal Dutch Shell Plc and others, The Hague District Court, ECLI:NL:RBDHA:2019:6670 (2019) の発端となった、ナイジェリアのニジェールデルタ地域にあるオゴニランド地域での大規模な石油流出事故である (古賀・前掲 69) 334、332頁)。

生させた²⁵⁰⁾。この石油流出の結果、原告は、天然の水資源を飲料水、漁業、農業、洗濯、娯楽といった目的に安全に使用できなくなった²⁵¹⁾。さらに、その後の十分な浄化や修復も行われていない²⁵²⁾。

原告は、この石油流出事故は、パイプラインの操業者である、ナイジェリアの会社である The Shell Petroleum Development Company of Nigeria Ltd 社（以下、SPDC 社という）の過失によって引き起こされたことと主張した²⁵³⁾。また、同時に原告は、SPDC 社の親会社である Royal Dutch Shell plc 社（以下、RDS 社という）に対しても訴訟を提起した²⁵⁴⁾。RDS 社は、イギリスに本社を置く会社であり、多国籍企業グループである Shell グループの親会社である²⁵⁵⁾。原告は、RDS 社が SPDC 社の操業の実質的な局面において重要な支配権を行使し及び / 又は SPDC 社の操業に対して責任を負ったため、RDS 社はコモンロー上の注意義務を負ったことと主張した²⁵⁶⁾。原告によれば、ここでいう SPDC 社の操業に対する責任には、SPDC 社の操業から生じる予見可能な損害のリスクから原告を保護することができなかったことにある。その手段としては、強制的な健康・安全・環境に関する方針、基準及びマニュアルの交付と要求が含まれるとされている²⁵⁷⁾。

原告は、SPDC 社及び RDS 社に対して、イギリスで損害賠償請求訴訟を提起したところ、第一審・控訴審ともに、RDS 社に対する請求の裁判管轄を肯定したものの、RDS 社の注意義務は争えないとして SPDC 社に対する請求の裁判管轄を否定した²⁵⁸⁾。そこで、原告が上訴した。

250) Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, para. 4.

251) *Ibid.*

252) *Ibid.*

253) *Id.*, para. 5.

254) *Id.*, para. 6.

255) *Ibid.*

256) *Id.*, para. 7.

257) *Ibid.*

258) *Id.*, paras. 14, 18.

(2) 判旨の概要

本件最高裁は、控訴審の判断において、法令適用や公判に付すべき真の問題がないとした多数意見には誤りがあるとして、上訴を認容した²⁵⁹⁾。本判決でも、Caparo 基準は正しいアプローチではない上、親子関係による特別な法理もないとして、一般的な不法行為法の原則によって親会社の責任が決められるとした²⁶⁰⁾。本件で最高裁は、前述の Vedanta 事件の判決について、子会社の経営支配に至る道筋を少なくとも4つ特定したとした²⁶¹⁾。この4つの道筋は、親会社の責任に関する道筋を全て表したものではないことを最高裁は強調しており、「便利な項目 (convenient headings)」として用いられるべきであるとしている²⁶²⁾。4つの道筋とは、① RDS 社が SPDC 社の関連事業の管理又は共同管理を引き受ける場合、② RDS 社が瑕疵ある助言及び/又は瑕疵あるグループ全体の方針を提供し、SPDC 社が実施した場合、③ RDS 社がグループ全体の方針を公表し、当該方針の SPDC 社による実施を確保するための積極的措置を講じる場合、④ RDS 社が SPDC 社に対して特定のレベルの監督と支配を行う場合である²⁶³⁾。本件最高裁は、①及び③の両方について審理されるべき現実的な問題が存在することを立証していると判断した²⁶⁴⁾。

本件で原告は、管理体制と方針の内容の両方について、親会社の元従業員から提供された情報をもとに訴訟を提起した²⁶⁵⁾。また、上場企業の義務として開示された書類も証拠として使用している²⁶⁶⁾。このような上場会社が

259) *Id.* paras. 159–160.

260) *Id.* para. 151.

261) *Id.* para. 26.

262) *Id.* para. 27.

263) *Id.* para. 26.

264) *Id.* para. 153. Vedanta 事件では、親会社が子会社の活動に対して適切な環境管理基準を定めるだけでなく、その基準を実施したと言えるような公表資料が必要であるとしており、主に③に焦点が当てられていた (Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 61; Davies, *supra* note 12, at 12)。

265) Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, para. 108.

266) *Id.* para. 111.

負う義務の履行において作成された、一般に入手可能な親会社の文書を証拠として信頼した上で、注意義務を認定する必要があると最高裁は判示した²⁶⁷⁾。

(3) 判決の意義

本件の最高裁は、上述の AAA 事件及び Vedanta 事件と同様に、Caparo 基準の採用は正しいアプローチでないとした上で、一般的な不法行為法の原則によって親会社の責任が決せられるとした²⁶⁸⁾。本件最高裁判決において重要な点は、Vedanta 事件の判決について、親会社による子会社の経営支配を認定する道筋を少なくとも 4 つ特定したものとみなして列挙した点である²⁶⁹⁾。具体的には、①親会社による子会社の関連事業の（共同）管理の引受け、②親会社による瑕疵ある助言及び / 又はグループ全体の方針、③公表したグループ全体の方針に基づく親会社による子会社への積極的措置、④親会社による監督と支配である。この 4 つの道筋は、最高裁が言うように、親会社の経営者の責任を認定する道筋を全て表したものではないことに留意する必要はあるが、「便利な項目」として、一つの参照点として用いることは可能である²⁷⁰⁾。また、本件で利用された証拠として開示書類があり、かかる書類は信頼する必要があるとされており²⁷¹⁾、開示書類の重要性が再度示された点についても意義がある。

上述した Vedanta 事件及び Okpabi 事件は、海外子会社による海外での人権侵害の問題における親会社の注意義務について、決定的な指針を示した判例として捉えられている²⁷²⁾。

267) *Ibid.*

268) *Id.* para. 151.

269) Davies, *supra* note 12, at 11; Bradley & Pourghadiri, *supra* note 179.

270) *Ibid.*

271) See Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, para. 111.

272) HANNIGAN, *supra* note 100, para. 3-57.

第3款 親会社の注意義務を認定するための基準 (3) 判例の到達点

1. 親会社による子会社の「支配」

イギリスの学説によれば、不法行為法における注意義務は、「近接性」、すなわち不法行為者と被害者との間における緊密な関係を基礎としている²⁷³⁾。そのため、このような考えによれば、不法行為者（子会社）の不法行為が、不法行為者を支配する企業（親会社）によって防止されえたか、防止すべきであった場合に、かかる企業にも「近接性」の原則を適用し、注意義務が肯定されることとなる²⁷⁴⁾。企業グループにおける「近接性」は、子会社が親会社の支配下であるという「緊密性 (closeness)」と同義である²⁷⁵⁾。現在のイギリスにおける裁判例でも、親会社が損害を被った人々に対して注意義務を負うかどうかという問題については、子会社の行為に対して親会社が行使する支配の「緊密性」を重要視し、その点に大きく依存している²⁷⁶⁾。以上のことから、子会社において行われる危険な活動に関して、親会社が不法行為債権者に対して注意義務違反の責任を負うために必要な「近接性」すなわち「緊密性」は、親会社が子会社に対して行使した事実上の「支配」の度合い、すなわち子会社の経営への介入度合いの分析が不可欠である²⁷⁷⁾。

裁判所は支配力基準を用い、親会社が子会社をどの程度「支配」していたのかに着目しているが、ここでいう「支配」とは、会社法で扱う親子関係の文脈で理解されるようなものではない。2006年会社法では、会社法上の「支配」とは、原則として、他の会社の議決権の過半数を有すること又はその取締役会の過半数を選任若しくは解任する権利を有することと定義されている(2006年会社法1159条、1162条)。このことから、会社法のアプローチにおいては、他の会社の議決権の過半数を有する又は取締役会の過半数を選任す

273) Charles Chatterjee, *Sins of the Father: Consequences of a Parent's Assumption of Responsibility for its Subsidiaries/Branches*, 1 JIBFL 29 (2013).

274) *Ibid.*

275) *Ibid.*

276) Davies, *supra* note 12, at 7, 11.

277) *Id.* at 7; see Chambers, *supra* note 71, at 564.

る権利を有する場合、常に「支配」していると捉えられている。

これとは対照的に、不法行為における注意義務の観点では、会社法的な支配だけでは不十分であり、いわゆる「経営 (managerial)」支配まで求められる²⁷⁸⁾。そこでは、親会社は、請求者が訴える損害を発生させたとされる子会社の行為の管理に対して、どの程度関与していたのか又はどの程度関与していると自認していたのかが焦点となる²⁷⁹⁾。したがって、会社の直接責任を生じさせる注意義務は、株式の所有権ではなく、管理と責任の引受けから導かれる²⁸⁰⁾。すなわち、親会社による子会社の関連業務の管理の引受け、介入、支配、監督、助言というグループ統制や行動の実態から親会社の注意義務が導かれるとされているのである²⁸¹⁾。そして、親会社に責任を課す道筋については、Vedanta 事件で用いられた道筋が、Okpabi 事件で4つに特定されている。この道筋は網羅的なものではなく、4つの道筋でなければ親会社に責任が課されないというわけではないが、親会社に責任が課される状況がある程度特定したと言える。

さらに、責任の引受けについて、裁判所は、企業グループ全体の方針を重視している²⁸²⁾。こうした声明について裁判所がどの程度重視すべきかは不明確であったことに加え、企業側も方針が、方針によって保護されている人々に対する責任を生じさせるものではないと主張してきた²⁸³⁾。しかし、公表した声明等から責任が生じる可能性が示されたのである。

もっとも、「親会社の不法行為 (parent tort)」論は、子会社の不法行為に対する親会社の代位責任 (vicarious liability) の理論ではなく、不法行為債権者に対する親会社の直接責任の理論である点に留意が必要である。代位責任の場合、使用者と被用者の関係が存在する限り使用者の責任は自動的に生

278) Davies, *supra* note 12, at 11.

279) *Id.*, at 11.

280) Sanger, *supra* note 227, at 486–490.

281) 古賀・前掲注69) 336頁。

282) Ho, *supra* note 244, at 114.

283) *Ibid.*

じるが、親会社の直接責任は、親子関係から自動的に生じるものではない²⁸⁴⁾。Vedanta 事件及び Okpabi 事件においても、親子関係が注意義務を決定づける特別なものではないことが示されている²⁸⁵⁾。親子関係が決定的な要因でないと言明で記載されているのは、親子関係から直ちに責任を負うわけではないということを示しているとともに、サプライチェーンにおける契約相手方に対しても責任を負いうる可能性を残していると指摘されている²⁸⁶⁾。

とりわけ親子関係から直ちに責任を負うわけではないという点については、EU 競争法との比較が有用である。EU 競争法は、子会社が自律的に行動したことを示すことができる場合を例外とし、それ以外の場合には原則として親会社が完全子会社に対して決定的な影響力を行使したと推定する²⁸⁷⁾。そして、この場合、影響力を行使したとの推定を覆さない限り、親会社の個別の責任を証明せずとも、単一の経済事業 (single economic undertaking) として責任を負うこととなる。一方、不法行為法では、支配や介入の証明がなければ、親会社が子会社の活動について責任を負うことはなく、子会社の危険な活動から恩恵を受ける可能性が残されることになる²⁸⁸⁾。

2. 経営支配の証明

これまで見てきたように、親会社の責任を立証しようとする場合、親会社が子会社を経営支配していることが必要となる。一見すると、経営支配は、会社法上の支配よりも証明することが難しいように思われる。会社法上の支配を示す株式の所有権及び実質的所有権については、ほとんどの場合、情報が公開されている (2006年会社法113条-121条、790M 条-790O 条)。これに

284) Davies, *supra* note 12, at 7.

285) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 54; Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, para. 147.

286) Sanger, *supra* note 227, at 486-490. 契約相手方の人権侵害に関する注意義務についての裁判例としては、Begum v Maran (UK) Ltd [2021] EWCA Civ 326.

287) Sanger, *supra* note 227, at 486-490.

288) *Ibid.*

対して、経営支配について示す、グループの内部構造に関する情報は開示が義務付けられていない。かかる情報は個々の会社の判断に委ねられた経営事項とみなされているからである²⁸⁹⁾。もっとも、請求者がこの問題に対処する方法として少なくとも次の2つものがあると示されている²⁹⁰⁾。

第一に、方針を作成する内部管理体制、並びに親会社及び子会社の経営陣レベルへのこれらの情報の伝達が証拠として使用できる²⁹¹⁾。グループ全体に対する効果的な方針を作成し、実行するためには、内部管理体制と情報伝達が必要であると考えられるからである。上述したように、Okpabi事件でも、原告は、管理体制と方針の内容の両方について、RDS社の元従業員から提供された情報をもとに主張している²⁹²⁾。このように内部管理体制や情報伝達を証拠として利用できることは、社内の文書が提示される前に議論の余地がある事件であると立証しなければならない原告にとって有益であるとの指摘もある²⁹³⁾。

第二に、非財務情報の開示を利用する方法である²⁹⁴⁾。第2章で述べたように、TISC声明や戦略報告書により、非財務情報の開示が行われる。Vedanta事件及びOkpabi事件で判示されたように、かかる開示資料は、親会社が子会社に対して必要な程度の管理を行なったことを示す資料として有用であると考えられる²⁹⁵⁾。

なお、イギリスでは裁判例の積み重ねにより、過失責任が成立するための要件である①注意義務が課される要件は明確になってきた。一方で、その他の要件である、②注意義務に違反したかどうか（義務違反の有無）及び③義務違反により請求者に損害を与えたかどうか（因果関係の有無）の判断はど

289) Davies, *supra* note 12, at 12.

290) *Id.*, at 12-13.

291) *Id.*, at 12.

292) See Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, para. 108.

293) Sanger, *supra* note 227, at 486-490.

294) Davies, *supra* note 12, at 12-13.

295) Vedanta Resources plc v Lungowe, *supra* note 58, para. 61; Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, *supra* note 58, para. 111.

のようになされるのか、並びに被害者の被った損害額はどのように算定されるべきかという問題等、明らかになっていない点も多い²⁹⁶⁾。

第3節 不法行為責任の問題

——人権デュー・ディリジェンスの義務化へ

このように不法行為責任の拡張により、親会社による適切な支配力の行使が求められるようになった。他方で、親会社に責任を負わせる論理として、不法行為理論は不十分であるとも指摘される²⁹⁷⁾。上述の裁判例で見えてきたように、不法行為理論であっても、親会社が直接的に不法行為責任を負いうるリスクがある。そのため、親会社に対して、子会社を積極的に管理し、それらの事業体において人権侵害が行われるリスクを軽減するインセンティブは生じうる。しかし、不法行為理論において、親会社は、人権リスクを防止・是正しなかったとしても、実際に損害が発生しなければ責任を問われない上に、不法行為訴訟を引き起こす可能性が高い分野については、子会社の意思決定に関与しないという選択が可能である²⁹⁸⁾。また、仮に注意義務違反にあたるとしても、親会社の義務違反と被害者の損害との間の因果関係を立証しなければならぬというハードルも残る²⁹⁹⁾。したがって、親会社には、子会社の事業活動における人権リスクに対してどこまで関与するかの裁量が残ってしまうため、会社により厳しい義務を課す必要があると考えられているのである。

一方で、子会社業務に関する親会社の責任の引受けには明確なメリットがあるため、親会社による子会社の経営責任の放棄が標準的な慣行になる可能性は低いという指摘もある³⁰⁰⁾。その理由としては、①機関投資家によって方針や慣行の採用・開示が要求されること、②鉱業や石油・ガス採掘といっ

296) Davies, *supra* note 12, at 11.

297) *Id.* at 17.

298) *Ibid.*

299) 古賀・前掲注69) 337頁参照。

300) Ho, *supra* note 244, at 114-115.

た本質的に危険な産業については、新規事業の許可に企業グループ全体の経験値・方針が要求されること、③欧州諸国や国際的な動きに鑑みて、巨大な多国籍企業が、企業グループ全体について、指導原則における責任を果たさないことが将来的に難しいと考えられることの3点を挙げている³⁰¹⁾。

もともと、親会社到人権侵害リスクに関する裁量を与えないようにするのであれば、裁判所の条文解釈ではならず、立法による新たな規制が必要になるとの見解もある³⁰²⁾。この場合の新たな規制としては、人権デュー・ディリジェンス義務を課すことが考えられる。人権デュー・ディリジェンス義務を課す場合、親会社の裁量は存在しない。人権リスクを防止・是正し、子会社に関して適切に管理する義務が課されることになるからである。このような、新たな立法が必要であるとする立場からは、判例法は、不法行為法の適用拡大により親会社の責任を追及する方法を生み出したものの、それは、より踏み込んだ立法に向けて必要となる法的発展の暫定的なステップに過ぎないと解されている³⁰³⁾。よって、親会社の責任の範囲は、法人格否認の法理から不法行為理論へ、そして将来的にはデュー・ディリジェンス義務といった規制理論へと議論が移行していくことが予想される³⁰⁴⁾。親会社の責任が強化されるに伴い、会社法上の機関である親会社の取締役の義務と責任がより拡大することも予想される。

第4節 株主利益最大化の原則と親会社取締役の責任

親会社の業務執行は親会社の取締役が行っているため、親会社の子会社の事業につき責任を負う場合、その取締役にどのような責任が発生するかが問題となる。

イギリスでは、取締役の会社に対する義務は、判例法理に委ねられており、

301) *Id.*, at 115.

302) *Davies, supra* note 12, at 17.

303) *Ibid.*

304) *Id.*, at 3.

会社法に明文の規定は存在しなかった³⁰⁵⁾。判例法理においては、取締役は、会社全体の利益のために職務を遂行すべきであるとされていた³⁰⁶⁾。しかし、1980年会社法の一部改正において、従業員の利益も職務遂行において考慮すべきものと定められた(1980年会社法46条1項。後に1985年会社法309条1項)³⁰⁷⁾。そのため、イギリス会社法は、伝統的な株主利益最大化主義から、株主利益と従業員利益を会社の利益とする二元的アプローチへと移行したと言われた³⁰⁸⁾。

その後、2006年会社法が制定された際、この点について、次の2点の変更が行われた。第一に、取締役の一般的義務 (general duties of directors) の成文化が行なわれた³⁰⁹⁾。第二に、当該一般的義務の中に、社員全体の利益のために会社の成功を促進すべき義務として、株主以外のステークホルダー (従業員、取引先、地域社会等) の利益を考慮する義務を新たに規定した³¹⁰⁾。このことにより、株主利益と従業員利益を会社の利益とする二元的アプローチは修正された³¹¹⁾。とりわけ後者の義務により、取締役が多様な利害関係者の利益を考慮すべきとされたことは、世界的にも大いに注目を集めた。もっとも、条文上、「社員全体の利益のために」とされていることから分かるように、依然として株主利益が最優先であることに変わりないことには留意が必要である³¹²⁾。

2006年会社法で成文化された取締役の一般的義務は、大きく信認義務と注

305) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 299, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/notes/division/5/30>, 中村・田中・前掲注55) 191頁 [中村]。

306) 中村信男「英国会社法におけるステークホルダー利益の取扱いと会社法制改正構想の行方」徳本穰ほか編『会社法の到達点と展望—森淳二朗先生退職記念論文集』(法律文化社、2018年) 373頁。

307) 中村・前掲注306) 373頁。

308) 中村・前掲注306) 373頁。

309) DTI, *supra* note 305, para. 301.

310) 中村・田中・前掲注55) 192、203頁 [中村]、中村・前掲注306) 373頁。

311) 川島いづみ「イギリス会社法における取締役の注意義務」比較法学41巻1号(2007年) 15頁、中村・前掲注306) 373頁。

312) 中村・前掲注306) 374頁。

意義務に分けられる(2006年会社法178条2項)³¹³⁾。信認義務は、会社に対するエクイティ上の義務である³¹⁴⁾。信認義務として2006年会社法で成文化されたのは、①権限の範囲内において行為すべき義務(2006年会社法171条)、②会社の成功を促進すべき義務(同法172条)、③独立した判断を行うべき義務(同法173条)、④利益相反を回避すべき義務(同法175条)、⑤第三者から利益を受領してはならない義務(同法176条)、⑥取引又は取決めの計画に対する利害関係を申告すべき義務(同法177条)である³¹⁵⁾。ただし、これらの条文は、取締役の会社に対する信認義務を網羅的に列挙したものではない(同法178条2項参照)³¹⁶⁾。とりわけ、②会社の成功を促進すべき義務としては、(a)意思決定により長期的に生じる可能性のある結果、(b)会社の従業員の利益、(c)供給者、顧客その他の者との事業上の関係を涵養する必要性、(d)会社の活動が地域社会及び環境にもたらす影響、(e)事業活動に関する高い水準の評判を維持することの有用性、(f)会社の社員の間で公正に行動する必要性を考慮しなければならない(同法172条1項)³¹⁷⁾。

他方で、注意義務とは、いわゆる善管注意義務に相当する義務であり、会社の業務執行においてコモンロー上尽くされるべき義務である³¹⁸⁾。2006年会社法では、合理的な注意、技量および勤勉さを用いるべき義務として規定されている(同法174条)。

取締役が注意義務に違反した場合、損害賠償・補償(compensation)を行うという限定的な責任を負わされるのに対し、信認義務に違反した場合には、会社資産の原状回復等まで行わなければならないというように、義務違反による効果に違いがある³¹⁹⁾。

313) 小野里・前掲注55) 55頁。

314) 小野里光広「イギリス会社法における取締役の受託者的義務—Fiduciary dutyとNon-fiduciary dutyの観点を中心として—」京都学園法学第2号(2010年)43、50頁。

315) 条文の邦訳については、中村・田中・前掲注55) 203-206頁参照[中村]。

316) DTI, *supra* note 305, para. 306.

317) 川島・前掲注311) 15頁参照、中村・田中・前掲注55) 203頁参照[中村]。

318) 小野里・前掲注55) 43-44頁、川島・前掲注311) 15頁。

319) 小野里・前掲注55) 46頁。

上述したように、イギリスでは、会社がより広範な社会的・環境的活動を行うことができるよう会社法の改正を行った（2006年会社法172条）。この規定は、株主利益最大化は維持しつつも、取締役に対して、非財務的、社会的及び環境的考慮を検討事項に含めることを要求する「啓蒙的株主価値（enlightened shareholder value）」アプローチを採用している（2006年会社法172条1項d）。しかし、この「啓蒙的株主価値」アプローチに関しては批判がある。このアプローチでは、取締役に多様なステークホルダーの観点からの検討を行うことを要求するものの、株主の利益が最優先されることに変わりはない。そのため、人権侵害が会社の利益や株主の利益に対して何かしらの損害をもたらすとみなす企業でなければ、人権侵害の問題に積極的に取り組まないであろうと考えられる³²⁰⁾。しかし、特に人権侵害については、社会のために、何らかの多様なステークホルダーの利益を促進するという以上に、それを防止するための方策を検討することが不可欠となるはずである。したがって、人権デュー・ディリジェンスに関しては、「啓蒙的株主価値」アプローチを超え、株主利益最大化と対等なレベルで何らかの義務を規定する必要性が主張されている³²¹⁾。すなわち、取締役の会社に対する義務に、人権侵害に対するデュー・ディリジェンスを行う義務を包含させることで、株主価値最大化の原則を部分的に修正する必要があるということである³²²⁾。

もっとも、このような立場には、人権デュー・ディリジェンスを義務化することにより株主利益最大化を弱めることは、適切な経営判断を予測しづらくするとの反論がある³²³⁾。その結果、取締役個人が自らの目的のために行

320) See Naomi J. Bang, *Casting a Wide Net to Catch the Big Fish: a Comprehensive Initiative to Reduce Human Trafficking in the Global Seafood Chain*, 17 (3) U. of PA. J. L. SOC. CHANGE 221, 241 (2014).

321) Rose Ireland, *Rights and Modern Slavery: The Obligations of States and Corporations in Relation to Forced Labour in Global Supply Chains*, 6 UCLJLJ 100, 122 (2017); see Peter Muchlinski, *Implementing the New UN Corporate Human Rights Framework: Implications for Corporate Law, Governance, and Regulation* 22 (1) BEQ 145, 167 (2012).

322) See Ireland, *supra* note 321, at 122.

323) Nicholas Connolly, *Corporate Social Responsibility: A Duplicious Distraction?* 16 (8) INTL. J. HUM. RTS. 1228, 1240 (2012).

動する裁量をより広く認めることになり、妥当ではないというのである³²⁴⁾。もっとも、このような反論に対しては、取締役が自己の利益のための行動することは、信認義務の中核である、会社に対する忠実義務（2006年会社法175条-177条における利益相反を防止する義務）に違反すると考えられる。したがって、取締役個人が自らの目的のために行動するような事態は、かかる義務違反として規制すれば足りるとも考えられる。

強制労働といった人権侵害は、多国籍企業にレピュテーションリスクや訴訟リスクをもたらし、その株式価値に悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、取締役が、サプライチェーンから人権侵害を排除することは、株主利益最大化の原則からも肯定できる。他方で、適切な人権基準を有する供給者から労働力を調達し、効果的なデュー・ディリジェンスを実施すると、人件費の増加やデュー・ディリジェンスに要する費用等によって、生産コストが増加することは否定できない。この点で、人権侵害の排除は、株主利益最大化の目的と相反する可能性がある。取締役に株主利益を最大化する法的義務のみを求め、人権侵害行為排除する法的義務を認めない場合、かかる法的枠組みは、人権侵害の排除に十分な効果を期待することができないおそれがある³²⁵⁾。

第4章 結びに代えて

第1節 本稿での検討内容のまとめ

本稿では、海外子会社による人権侵害が行われた場合における親会社の義務及び責任について、イギリス法の検討を行った。その概要は以下の通りである。

第2章では、まず、海外子会社における人権侵害を予防する方策として、

324) *Ibid.*

325) Ireland, *supra* note 321, at 120-121.

現代奴隷法による開示規制を取り上げた。イギリスで2015年に制定された現代奴隷法は、奴隷労働、隷属労働、強制労働・義務的な労働及び人身取引を犯罪行為と定めて直接的に規制しているが（現代奴隷法1条、2条）、企業に対しては直接的な責任を負わず、開示規制を採用した。開示規制を定めているのは、現代奴隷法54条であり、一般的に TISC 条項と呼ばれている。本条は、イギリスで事業活動（の一部）を行う、年間総売上高3600万ポンド以上の法人やパートナーシップ企業を対象として、サプライチェーンにおける奴隷制や人身取引を特定し根絶するために企業が講じた措置に関する声明（TISC 声明）を毎年公表することを義務付けている（現代奴隷法54条1項・2項、規則2条）。

現在の現代奴隷法の遵守状況としては、声明を公表する義務があるイギリス企業の3割近くが TISC 声明を公表しておらず、開示内容としても開示が推奨される6項目全てを開示している企業は約半数となっている。このような開示状況を受け、イギリス政府は、①開示内容について規定する現代奴隷法54条5項の義務化、②政府が運営するレジストリへの TISC 声明登録の義務化、③開示期限の統一、④制裁金の導入、⑤取締役会等及び取締役等が承認の署名を行った日の日付の明記の義務化、⑥年間予算3600万ポンド以上の公的部門に対する声明開示の義務化の拡大の6つの項目について改正することを検討している。②政府レジストリへの登録は未だ義務付けられていないものの、政府レジストリ自体は既に公開されており、将来的には義務化される予定である。このように開示状況が不十分であることに加え、TISC 声明における CSR ウォッシングの危険性も指摘されている。強制労働の文脈における CSR ウォッシングとは、人身取引是正に向けたコミットメントについて虚偽にあるいは過大に表示することをいう。TISC 声明上の記載が、CSR ウォッシングか否かを監査又は検証することは難しく、今後の難題とされている。

現代奴隷法に対する投資家の評価としては、現代奴隷法の制定と株価との間に全体的に有意な結果は検出されていないが、奴隷制リスクの高い企業は

ど株価の反応が有意でなく、奴隷制リスクに既に対応していた企業ほど株価の反応が有意に推移しているとの分析結果も示されている。投資家は既に企業の株価に奴隷制によるコストを含めていたため、現代奴隷法の制定自体に大きく反応はしなかったものの、制定前から奴隷制リスクへの対応に積極的であった企業に対しては、調整コストがそこまでかからないとして株価が最も有意な反応を示している。こうした分析結果は、学説の見解と整合的である。

また、本章では、会社法上の規制として、会社法上の開示規制及び開示における取締役の義務について取り上げた。

まず、2006年会社法414A条から414D条に基づき、大会社には、戦略報告書の提出が義務付けられている。さらに、親会社である場合、グループ戦略報告書の提出が義務付けられている。戦略報告書とは、事業が直面しうるリスクや不確実性を提示する非財務報告である。本条項における列挙事項には、人権問題も掲げられており、かかる問題に関する会社の方針及びその有効性に関する情報も含めることが要求されている。とりわけ、TISC条項の対象となる企業の閾値である3600万ポンドという閾値は、2006年会社法上、大会社に相当する閾値であるとされている。そのため、現代奴隷法に従って人権問題に関するTISC声明を出すことと、会社法上の戦略報告書において人権問題について記載することによって、親会社は人権問題に関して適切に対処し、規制を遵守していることを確実に証明できる。さらに、TISC声明について、取締役会の承認及び署名を義務付けており、このことにより、人権取引防止のプロセスに取締役を参加させることを促す効果があることも指摘されている。

また、取締役自身の判断に基づいて取締役自身が説明を行う責任を取締役に課すことが重要視されたため、①戦略報告書は、内容全てが監査の対象となる会社文書との整合性のみが会計監査人によって審査され（2006年会社法496条）、②戦略報告書に含まれる記述の内容が故意にあるいは極めて軽率であった場合にのみ、会社に対する取締役の責任を引き起こすとしている（2006

年会社法493条)。そのため、現状として取締役は、法令や規制の要件を満たすために必要最低限の情報しか明らかにせず、より詳細な情報を記載することに慎重になっている。詳細な開示は、会社法上取締役の責任リスクを増大させる上に、不法行為法上の責任理論の発展により、開示を証拠として利用した訴訟リスクが高いからである。一方で、規制当局や投資家からの詳細な非財務情報の開示の圧力が高まっており、詳細な開示による訴訟リスクとのジレンマに陥っている。

2006年会社法414A条から414D条による戦略報告書の提出義務の本来の目的は、取締役が会社の成功のためにどのような義務を果たしているかを同法172条に基づいて評価できるようにすることであるとされている。しかし、414A条から414D条を満たさなかった場合、会社法違反として取締役は責任を問われると考えられる。

第3章では、海外子会社による人権侵害に関する親会社の民事責任として、とりわけ海外子会社から人権侵害を受けた者による親会社への責任追及について取り上げた。海外子会社から人権侵害を受けた者が親会社にまで責任を追及しようと試みる理由は、①人権侵害が行われた国では、十分な法的保護が欠如していること及び②海外子会社が判決を満たすのに十分な資産を有していないことが挙げられている。

もちろん、人権侵害の被害者は、原則として人権侵害を惹起した海外子会社にしか責任を追及することができない。しかし、親会社が例外的に責任を負うケースがあると考えられており、近年、特にイギリスでは、こういった例外的なケースが検討されている。そのため、本章ではイギリスで議論されている親会社の民事責任について取り上げた。

親会社が原則として責任を負わないと考えられる理由として、①親会社と子会社は別個の独立した法人格を有しており、②親会社は有限責任しか負わないことが挙げられる。この2つの特徴が、親会社と子会社の「資産の分離」を形成すると考えられており、子会社の債権者が親会社の事業用資産を差し押さえることができない理由となっている。

しかし、厳密な資産の分離が、常に最も効率的であるとはいえないとの指摘がある。資産の分離が留保される場面としては、①負の外部性により親会社が利益を得ているという観点及び②企業グループ特有の観点の2つが挙げられている。もっとも、イギリスの立法者や裁判所は、会社の不法行為責任についてその株主に責任を負わせることに消極的である。裁判所の厳格なアプローチの事例として知られているのが Adams 事件であり、非常に限定的な場合にしか親会社の責任を認めていない。また、学説としても、法人格の否認や有限責任の例外を設ける以外の法的手段の方が適しているとする傾向が強い。

Adams 事件では、確かに厳格なアプローチで親会社の責任が認められなかったが、Adams 事件以降、親会社の責任が一切観念されなくなったわけではない。最近の一連の訴訟では、不法行為法を用い、子会社の危険な活動に対して親会社が行使した経営支配の程度に応じて、子会社の行為によって損害を受けた人々に対して親会社が直接負うべき注意義務を設定している。かかる親会社の注意義務違反により、親会社が責任を負うとする外国直接責任ともいわれる責任である。

本章では、親会社の不法行為責任について、裁判例を挙げながら取り上げている。親会社の注意義務について述べた事件には、Chandler 事件、AAA 事件、Vedanta 事件、Okpabi 事件がある。このうち、Chandler 事件では Caparo 基準を用いた判断がなされたが、それ以外の事件においては、Caparo 基準による審査は不適切であるとして、支配力基準を用いた審査が行われた。支配力基準とは、親会社が子会社をどの程度「支配」していたのかに着目して、親会社の注意義務を判断する基準である。ここでいう「支配」とは、会社法上の支配とは異なり、「経営」支配まで求められる。このように、親会社が注意義務を負うか否かの判断基準については徐々に明らかになってきている。一方で、親会社の注意義務違反の有無、義務違反と損害の因果関係の有無、損害額の算定方法等の問題についての検討は進んでいない。

このように、イギリスの判例法理では、不法行為責任を用いて、親会社に

責任を問うという傾向が強まっている。しかし、通常不法行為理論では不十分であるという主張もなされている。その理由は、通常不法行為理論を用いると、親会社の子会社の危険な業務にどの程度関与するかを自由に決定できる余地が残されてしまうからである。そのため、親会社に対して人権デュー・ディリジェンス義務といったより厳しい義務を課す必要があると考えられるが、そうであるなら、新たな立法が必要であると考えられている。したがって、上述した一連の裁判例は、より踏み込んだ立法に向けての暫定的なステップに過ぎないとする見解が主流である。

したがって、イギリスでは、親会社の責任については、法人格否認の法理から不法行為理論が展開され、そして将来的にはデュー・ディリジェンス義務といった議論に移行していくことが考えられる。親会社の責任が強化されるに伴い、会社法上の機関である親会社の取締役の義務と責任がより拡大することとなる。

他方で、会社と取締役は別人格であるため、会社の損失に対する責任が直ちに取締役の個人責任となるわけではないことにも留意が必要である。

イギリスでは、企業経営において、広範な社会的・環境的考慮を認める規定が定められた(2006年会社法172条)。これは「啓蒙的株主価値」アプローチなどと呼ばれ、イギリスのみならず、日本においても、紹介がなされたところである。もっとも、イギリスにおいて批判もある。すなわち、第一に、この規定のもとで、株主の利益が最優先されることに変わりはない。第二に、他の義務的な非財務事項の考慮によって、株主利益最大化を弱めることは、取締役個人が自らの目的のために行動する裁量をより広く認める可能性がある。もっとも、後者の批判については、取締役が自己の利益のための行動することは、会社に対する忠実義務に違反すると指摘される。したがって、取締役個人が自らの目的のために行動するような事態は、かかる義務違反として規制すれば足りるとも考えられる。

サプライチェーンによる人権侵害を防止することは、レピュテーションリスクや訴訟リスクの軽減につながりうるため、株主利益最大化の下でも行う

ことができる。しかし、人件費の増加やデュー・ディリジェンスに要する費用等によって、生産コストが増加する可能性は否定できない。この意味では、人権侵害の予防が、株主利益最大化の目的と相反する場面も想定できる。取締役が株主利益を最大化する法的義務のみを求め、人権侵害行為を排除する法的義務を認めない場合、かかる法的枠組みは、人権侵害の排除に十分な効果を期待することができないおそれがある。

第2節 親会社及び取締役の責任

本稿では、現代奴隷法、会社法、不法行為法の観点から、親会社及びその取締役の民事責任を検討した。本稿の最後に、親会社及び取締役の責任につき私見を述べ、むすびとしたい。

第一に、現代奴隷法と現在の判例法理の展開との関係についてである。これまでの裁判例を見る限り、裁判所は、会社の内部資料・開示資料を証拠として重要視しているようである。とりわけ開示資料、例えば公表されている企業グループ全体の方針は、親会社の注意義務を生じさせる責任の引受けであると考えられている。公表されている企業グループ全体の方針には、現代奴隷法における TISC 声明も該当すると考えられる。現代奴隷法では、奴隷及び人身取引に関する方針や自身の事業及びサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引に関するデュー・ディリジェンスのプロセス等を毎年公表する必要がある。かかる TISC 声明における方針等において、親会社による子会社の経営支配が認められる場合には、親会社は責任を引き受けたとして、子会社が行った人権侵害に対して責任を負う可能性がある。したがって、TISC 声明において経営支配が証明される場合には、親会社の注意義務を発生させ、ひいては親会社の不法行為責任を生じさせる可能性があると考えられる。さらに、親会社が不法行為責任を負いうる場合、業務執行を行なった取締役も義務違反が問われうる。

第二に、現在の判例法理における親会社の責任についてである。支配下にある子会社や傘下のグループ企業が人権侵害を引き起こした場合、親会社に

責任を負わせることは、被害者の救済に役立つ。このことにより、親会社による監視の度合いを高める効果も期待できる。もっとも、この場合であっても、親会社に過度な責任を課すことは適切ではない。しかし、「経営」支配が及んでいる範囲で責任を課すというのが現在の判例法理であり、かかる範囲内であれば親会社が負うべき責任の範囲内であると考えられる。

第三に、取締役の責任についてである。上述してきたように、子会社による人権侵害について、親会社取締役にも責任が負わされる可能性が生じている。しかし、その責任というのは、開示にかかる責任や親会社の不法行為にかかる責任といった間接的な責任であり、人権侵害から導かれる直接的な取締役の責任ではない。そこで、取締役の特別の義務を法定すべきか、あるいは義務化をしないとしても、間接的な責任で十分と考えるかが問題となる。

ここで重要であるのは、取締役がどういった行動を取るべきかが明確になっているかである。そうでなければ、責任を問われる場面を予見できず、取締役の経営判断に萎縮効果が生じてしまう。したがって、取締役に特別な義務を別個に法定することで義務内容が明確になるのであれば、そのように規定することが望ましいと言える。他方で、現時点においても取締役には間接的な責任が生じる可能性がある。間接的な責任を生じさせる義務が開示における義務や親会社の義務であったとしても、かかる義務を果たすのは結局のところ取締役である。したがって、開示規制及び親会社の不法行為責任にかかる注意義務において何が要求されているかが明確であれば、人権侵害について親会社取締役が負うべき義務も明確であると言えるであろう。

なお、管轄権及び準拠法については本稿で検討できていないため、今後の課題としたい。

〔付記〕

本研究は JST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 JPMJFS2145 の支援を受けている。